

都 市 計 画 課

図 政令市新潟の都市づくりの方針 都市構造総括図 （新潟市都市計画マスターplan）

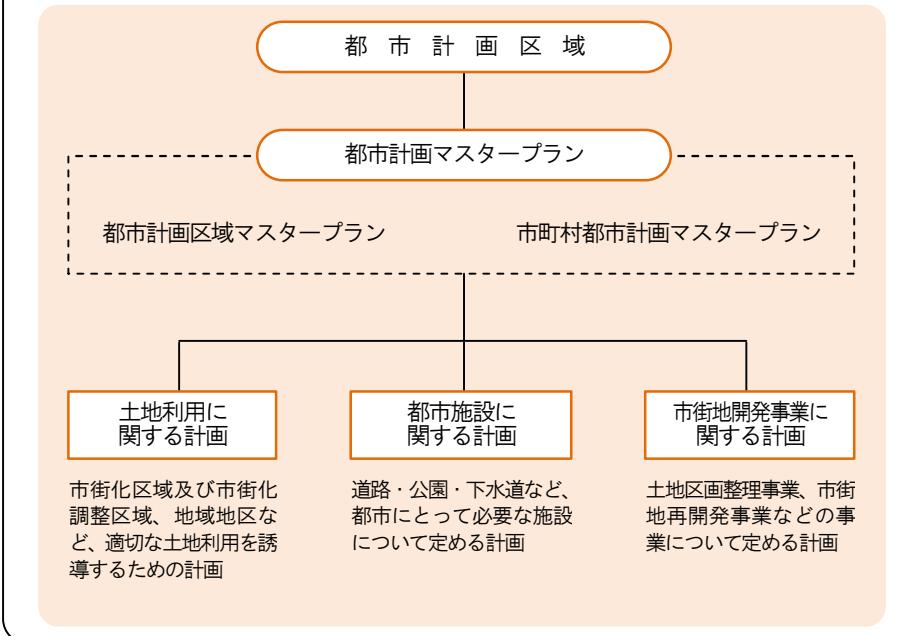


1 都市計画とは

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを念頭に、一体となった土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。

そのために、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する計画について、その定める内容、決定手続き、決定による制限などが都市計画法などに規定されています。

都市計画の体系



2 都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定します。

3 都市計画マスタープラン

都市計画では、都市の人口や産業などの動向を踏まえ、将来に向けたマスタープラン（基本方針）を定めます。この定める主体と対象区域によって2種類あります。

1. 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画の基本として、都道府県が都市計画区域ごとに広域的な観点から都市計画の目標や区域区分（線引き）、主要な都市計画の決定の方針などを定めています。

2. 市町村都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

個別具体的な都市計画の指針として、市町村の総合計画と都市計画区域マスタープランに即して、その行政区域の都市計画に関する基本的な方針を定めています。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、まちなかに望まれる都市機能や良好な居住環境の形成に向け、適正な土地利用を緩やかに誘導するため、市街化区域内に都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めています。

4 市街化区域及び市街化調整区域

『新潟都市計画区域』では、都市計画に区域区分（線引き）を定めています。

この区域区分は、都市計画区域内の土地利用の基本的な方向を定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分するものです。この区域区分を基礎として、総合的かつ一体的な都市づくりに向けて必要な都市計画が定められます。

1. 市街化区域

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

この区域では、市街地としての計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の計画的な整備などが図られます。

2. 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

この区域では、原則として、市街化を促進するような開発行為は抑制され、自然環境の保全や農林漁業を中心とした土地利用が図られます。

5 地域地区

地域地区は、住環境の保護や商業、工業などの利便を増進することを目的に、土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して定められます。

本市では、以下の地域地区が定められています。

1. 用途地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的として定められています。用途地域は12種類に区分され、それぞれの地域区分に応じて、建築できる建築物の用途・建ぺい率・容積率及び高さなどの建築制限が定められています。

2. 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定めるもので、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

3. 高度地区

高度地区は、良好な居住環境やまちなみの維持、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高又は最低の限度を定める地区です。

高さの最高限度を定める地区内では、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみの維持もしくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて高さの最高限度を斜線状に制限する北側斜線制限が定められています。

4. 高度利用地区

高度利用地区は、主に市街地中心部の用途地域内において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区です。地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などが定められています。

5. 防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

これらの地域においては、一定規模の建築物等を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、防火上の制約を受けます。

6. 風致地区

風致地区は、自然的要素に富んだ土地の自然的景観をなるべく残し、都市の風致を維持するために定める地区です。そのため地区内では、建築行為や樹木の伐採などに制約を受けます。

7. 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域などで自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため定める地区です。地区内では、一定規模以上の建築物の新築又は増築を行う場合の駐車施設の附置などが定められています。

8. 臨港地区

臨港地区は、良好な港湾機能を確保するための地区です。そのため、地区内の建築行為などに制約を受けます。

9. 流通業務地区

流通業務地区は、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備する地区です。地区内においては、流通業務施設などに限って建設することができます。

6 都市施設

道路・公園・下水道などの施設は、快適な日常生活や事業活動を行うために必要な施設です。都市計画として必要な施設を都市施設として定めています。

1. 道路

道路は、土地利用とともに都市計画の骨格を構成し、広域的な交通体系を形成するとともに、地域から発生する交通を適切に処理するための施設です。

2. 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、鉄道の高架化等により、鉄道で分断された地区の一体化を図り、踏切除去による交通混雑の解消や歩行者の安全性を強化するための施設です。

3. 駐車場

駐車場は、都心部における道路交通の円滑化を図り、自動車や自転車の駐車需要に対応し都市機能の維持増進に寄与する施設です。

4. 公園・緑地

公園・緑地は、レクリエーション活動や自然環境の保全など市民生活に潤いと安らぎを与え、また、防災上の空間としての機能を備えています。

5. 下水道

下水道は、日常生活や事業活動によって生じる汚水の衛生的処理や、市街地の雨水を排除するための施設です。公衆衛生の向上や河川等の水質保全に寄与します。

6. 汚物処理場

汚物処理場は、公共下水道で処理されていない汲み取りし尿及び合併処理・単独処理し尿の浄化槽汚泥を処理する施設です。

7. ごみ焼却場・ごみ処理場

ごみ焼却場及びごみ処理場は、日常生活や事業活動から排出されるごみを適切に処理し、清潔で快適な生活環境を形成するための施設です。また、近年ではごみの減量化、再資源化などの視点から施設の整備が進められています。

8. 市場・と畜場

市場は、生鮮食料品等の生産と消費を結び、流通機構の効率化と円滑化を図る施設です。と畜場は、食肉の衛生検査など家畜の処理の適正化を図る施設です。

9. 火葬場

火葬場は、地域社会に必要不可欠な施設で、周辺の市街化の状況や環境との調和などを考慮し設置される施設です。

10. 流通業務団地

流通業務団地は、流通業務地内において市街地内の流通業務施設を集約し、各流通業務施設が適正に配置され、道路など必要な公共施設を備えた中核的な施設です。

7 市街地開発事業

計画的な新しい市街地の整備や既成市街地の再開発により、快適で住みよい街や魅力と活力あるまちづくりを総合的に行う事業です。

本市では、以下の事業を都市計画として定めています。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路・公園などの都市基盤が未整備な地区において、土地の区画や形状を整えながら道路・公園などを一体的に整備し、整然とした市街地づくりを行う事業です。

2. 市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を一体的に行う事業です。

8 地区計画

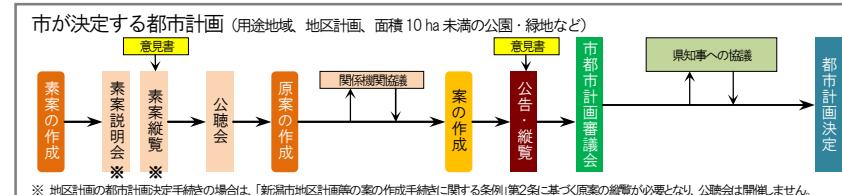
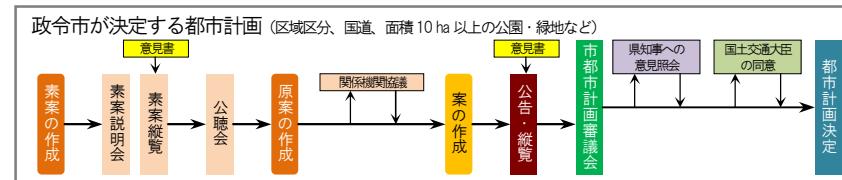
地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区内の道路や公園の配置、建築物の用途や高さなど、建築物に関する事項についてきめ細かく定め、良好な環境を整備・保全するための都市計画です。

9 都市計画の決定手続き

都市計画は、広く住民のみなさんの意見を聴いて定められます。

都市計画案の作成にあたっては、説明会や公聴会などを開催するとともに、案の縦覧、市及び県の都市計画審議会の審議などを経て決定されます。

また、住民に身近な地区計画の都市計画案の作成に際しては、利害関係者の意見が反映されるように、条例でその手続きが定められています。



新潟市都市計画主要データ

令和3年3月末現在

1) 都市計画区域と区域区分(線引き)

新潟市	新潟市計画区域 87,072 ha	市街化区域	15,537 ha
		市街化調整区域	71,535 ha
	都市計画区域 72,645 ha	市街化区域	12,985 ha
		市街化調整区域	59,660 ha

2) 地域地区

用途地域	第一種低層住居専用地域 (50%~100%) ※1	約 1,343 ha	高度利用区	弁天町地区	約 0.5 ha
	第二種低層住居専用地域 (50%~100%) ※1	約 94 ha		新潟駅南口地区	約 4.8 ha
	第一種中高層住居専用地域 (60%~150%)	約 263 ha		花園1丁目地区	約 0.3 ha
	第一種中高層住居専用地域 (60%~200%)	約 1,830 ha		古町通7番町地区	約 0.8ha
	第二種中高層住居専用地域 (60%~150%)	約 17 ha	高度地区	西大畠周辺地区	約 16.0 ha
	第二種中高層住居専用地域 (60%~200%)	約 701 ha		防 火 地 域	約 6.4 ha
	第一種住居地域 (60%~200%)	約 3,898 ha		準 防 火 地 域	約 1,832.1 ha
	第二種住居地域 (60%~200%)	約 484 ha	風致地区	白山風致地区	約 25.4 ha
	準住居地域 (60%~200%)	約 206 ha		新潟海浜風致地区	約 172.5 ha
	近隣商業地域 (60%~200%)	約 12 ha		第一秋葉風致地区	約 70.6 ha
	近隣商業地域 (80%~200%)	約 395 ha		第二秋葉風致地区	約 1.9 ha
	近隣商業地域 (80%~300%)	約 267 ha	臨港地区	新潟駐車場整備地区	約 202.7 ha
	商業地域 (80%~200%)	約 18 ha		新潟港東港区臨港地区 ※2	約 207ha
	商業地域 (80%~400%)	約 285 ha		新潟港西港区臨港地区	約 110.8 ha
	商業地域 (80%~600%)	約 108 ha	流通業務地 區	新潟流通業務地区	約 61.0 ha
	準工業地域 (60%~200%)	約 1,651 ha		特別用途 地 区	大規模集客施設制限地区 約 1,444 ha
	工業地域 (60%~200%)	約 674 ha	注) 用途地域の()内は、建ぺい率及び容積率を示しています。		
	工業専用地域 (60%~200%)	約 750ha	注) 端数処理のため、各用途地域の合計と合計欄の数値は一致しません。		
合 計		約 12,994 ha	※1:一部外壁後退(1.0m)の制限あり ※2:新潟市域分の数値を記載		

3) 都市施設

道 路	計	194 路線	約 529.840 km	下 水 道	特定環境 保全公共 下水道	排水区域 (汚水)	約 56 ha		
	自動車 専用道路	4 路線	約 35.490 km			排水区域 (雨水)	約 15 ha		
	幹線街路	174 路線	約 490.120 km			下水管渠	約 30 m		
	区画道路	8 路線	約 3.265 km			都 市 下 水 路	排水区域	約 394 ha	
	特殊街路	8 路線	約 0.965 km			下水管渠	約 11,889 m		
都 市 高速鉄道	JR信越線・白新線	約 1.840 km	流 域 下 水 道			排水区域	約 一 ha		
	JR越後線	約 2.730 km				下水管渠	約 101,217 m		
駐 車 場	西堀地下駐車場	約 8,900 m ²	汚物処理場	白根し尿処理場	約 10,000 m ²	白根グリーンタワー	約 14,000 m ²		
	石宮公園地下自転車駐車場	約 940 m ²				卷し尿処理場	約 12,000 m ²		
その他の 交通施設	通 路	3 路線	約 520 m	ごみ処理場	ごみ焼却場	新潟市新田清掃センター	約 5.00 ha		
	交通広場	1 箇所	約 4,000 m ²			新潟市資源サイクルプラザ	約 0.65 ha		
公 園	計	219 箇所	約 702.34 ha	ごみ処理場	新津市クリーンセンター	新潟市立公園	約 1.30 ha		
	街区公園	186 箇所	約 44.24ha			亀田町廃棄物処理場	約 0.30 ha		
	近隣公園	14 箇所	約 23.2 ha			新潟地区広域清掃事務組合 亀田焼却場	約 5.80 ha		
	地区公園	9 箇所	約 42.7 ha			新潟市中央卸売市場	約 267,600 m ²		
	総合公園	6 箇所	約 272.6 ha			新潟球根園芸地方卸売市場	約 0.72 ha		
	運動公園	3 箇所	約 32.2 ha			と畜場	新潟市食肉センター	約 43,300 m ²	
下 水 道	計	10 箇所	約 57.04 ha	火 葬 場	青山斎場	亀田町火葬場	約 10,000 m ²		
	公共下水道 (単独・流域)	排水区域 (合流及び汚水)	約 14,756 ha			白根斎場	約 12,400 m ²		
	排水区域 (雨水)	約 8,842 ha	流動業者地			新潟流通業務団地	約 47.60 ha		
	下水管渠	約 10,391 m							

4) 地区計画

地区計画名		面 積
1	新光町地区	約 21.1 ha
2	もえぎ野地区	約 16.3 ha
3	的場地区	約 15.2 ha
4	小新西3丁目地区	約 7.8 ha
5	小新流通センター東地区	約 9.2 ha
6	上木戸地区	約 21.5 ha
7	空港西1・2丁目地区	約 28.3 ha
8	赤塚駅前地区	約 61.0 ha
9	すみれ野地区	約 19.0 ha
10	小新梅田地区	約 30.4 ha
11	窪田町地区	約 1.0 ha
12	緒立地区	約 8.2 ha
13	寺地西地区	約 3.7 ha
14	北場地区	約 9.9 ha
15	内野西地区	約 30.8 ha
16	内野戸中才地区	約 5.7 ha
17	姥ヶ山西地区	約 12.1 ha
18	河渡地区	約 12.5 ha
19	海老ヶ瀬地区	約 3.7 ha
20	新通輪ノ内地區	約 7.8 ha

地区計画名		面 積
21	新通地区	約 28.5 ha
22	小新白鳥地区	約 5.0 ha
23	小新地区	約 7.2 ha
24	松崎地区	約 27.2 ha
25	美咲町地区	約 25.4 ha
26	荻川駅南地区	約 10.5 ha
27	さつき野駅西地区	約 7.0 ha
28	荻川地区	約 16.9 ha
29	結地区	約 20.1 ha
30	川口地区	約 7.1 ha
31	北上地区	約 11.3 ha
32	山谷北・善道地区	約 14.8 ha
33	埋堀地区	約 12.1 ha
34	程島地区	約 6.6 ha
35	古津地区	約 2.0 ha
36	程島南地区	約 9.8 ha
37	北潟地区	約 0.9 ha
38	豊栄駅北地区	約 22.0 ha
39	笛山地区	約 21.7 ha
40	豊栄インター南地区	約 17.2 ha

地区計画名		面 積
41	舟戸地区	約 15.9 ha
42	横越東地区	約 9.0 ha
43	横越南地区	約 11.8 ha
44	横越インター北地区	約 2.6 ha
45	横越インター東地区	約 8.2 ha
46	姥ヶ山東地区	約 1.6 ha
47	早通かきの木通り地区	約 0.8 ha
48	亀田駅東地区	約 20.1 ha
49	三條岡地区	約 8.5 ha
50	鍋田地区	約 10.8 ha
51	早通柳田地区	約 6.4 ha
52	東青山1丁目地区	約 9.0 ha
53	太田地区	約 9.6 ha
54	島見町地区	約 51.4 ha
55	西名目所地区	約 17.7 ha
56	西野中野山地区	約 19.2 ha
57	海老ヶ瀬北地区	約 4.5 ha
58	女池上山地区	約 20.0 ha
59	長潟南地区	約 6.4 ha
60	鳥屋野大島地区	約 31.3 ha

地区計画名		面 積
61	湖南地区	約 14.3 ha
62	市場周辺地区	約 18.9 ha
63	新津インター西地区	約 9.1 ha
64	北上南地区	約 9.7 ha
65	上下諏訪木地区	約 4.2 ha
66	小新白鳥東地区	約 11.8 ha
67	亀貝地区	約 30.7 ha
68	大関地区	約 0.8 ha
69	越前浜地区	約 1.4 ha
70	白根北部地区	約 9.4ha
71	上下諏訪木北地区	約 2.5ha
72	濁川地区	約 15.9 ha
73	両川南地区	約 4.5ha
74	両川東地区	約 7.7ha
75	下早通地区	約 14.8 ha
76	新潟東スマートIC地区	約 1.3ha
77	小新流通東地区	約 8.6ha
78	的場流通南地区	約 11.2 ha
79	坂井地区	約 6.5 ha
計	79地区	約 1,046.6ha

【新潟都市計画区域】

線引き都市計画区域／新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部の3つの市と町

決定・変更年月日	面積(ha)	区域
昭和 45. 2. 7	58,259	新潟市、豊栄市、亀田町、黒埼町、豊浦町及び聖籠町の全域、並びに新発田市、新津市、小須戸町、紫雲寺町 及び 横越村の一部
53. 4. 21	58,358	紫雲寺町の地先公有水面
58. 3. 11	58,340	新潟市の一部を白根市に編入
61. 3. 25	58,347(※)	(線引き見直しにより面積の修正)
平成 3. 4. 1	58,250(※)	(公称面積により修正)
12. 2. 29	57,873(※)	(線引き見直しにより面積の修正)
14. 10. 1	57,876(※)	(入船地区埋立て整備事業に伴う面積の増大)
23. 3. 18	87,078	新潟、白根、西川、巻、岩室の各都市計画区域を統合し、新潟市的一部分を拡大指定 ※新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部に再編
26. 3. 28	87,078	新潟市と燕市との境界変更による変更
28. 2. 9	87,078	新潟市と燕市との境界変更による変更
29. 3. 24	87,072	(公称面積により修正)

(※):都市計画決定・変更を伴わない面積の変更

(新潟市域分 区域区分の変更経緯)

年月日	区分	面積(ha)	備考	年月日	区分	面積(ha)	備考
昭和 45.11.16	市街化区域	9,821		平成 9. 3.18	市街化区域	10,810	随時変更 (小新種田 閑地)
	市街化調整区域	33,870			市街化調整区域	32,973	
53. 6. 6	市街化区域	10,153	第1回 全体見直し	12. 2.29	市街化区域	11,423	第4回 全体見直し
	市街化調整区域	33,590			市街化調整区域	31,982	
58. 3.11	市街化区域	10,137	随時変更	23. 3.18	市街化区域	12,894	第5回 全体見直し
	市街化調整区域	33,588			市街化調整区域	59,716	
61. 3.25	市街化区域	10,307	第2回 全体見直し	26. 3.28	市街化区域	12,904	随時変更 (東巻、山島 並畠閑地)
	市街化調整区域	33,493			市街化調整区域	59,706	
62. 8.14	市街化区域	10,243	随時変更 (東堀閑地)	28.2.9	市街化区域	12,904	随時変更 (上新保町 閑地)
	市街化調整区域	33,557			市街化調整区域	59,706	
平成 元. 3.31	市街化区域	10,296	随時変更 (結立、的場 閑地)	令和 2.7.17	市街化区域	12,978	随時変更 (上新保町 閑地)
	市街化調整区域	33,504			市街化調整区域	59,632	
3.12.19	市街化区域	10,707	第3回 全体見直し	3.3.24	市街化区域	12,985	随時変更 (坂井閑地)
	市街化調整区域	33,076			市街化調整区域	59,625	
5.10.29	市街化区域	10,776	随時変更 (小新、河底 上木戸閑地)				
	市街化調整区域	33,007					

(参考)

【旧 白根都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧白根市全域

決定・変更年月日	面積(ha)	区域
昭和 35. 7. 28	7,906	白根都市計画区域指定(白根市の全域)
58. 3. 11	7,925	新潟市的一部分を編入
平成 元. 11. 10	7,705	公称面積により修正
3. 9. 1	7,711	公称面積により修正
5. 9. 30	7,708	加茂市との境界変更による面積の修正
8. 10. 1	7,706	公称面積により修正

【旧 西川都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧西川町の一部

決定・変更年月日	面積(ha)	区域
平成 2. 4. 2	2,473	西川都市計画区域指定(西川町の一部)

【旧 巻都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧巻町の一部

決定・変更年月日	面積(ha)	区域
昭和 28. 9. 8	1,233	巻都市計画区域指定(巻町の一部)
54. 12. 28	4,980	都市計画区域の拡大(漆山・竹野町等)

【旧 岩室都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧岩室村の一部

決定・変更年月日	面積(ha)	区域
平成 2. 4. 2	2,202	岩室都市計画区域指定(岩室村の一部)

【開発行為許可等の状況】

(1)市街化区域

区分		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事前協議	受付件数		51	64	54	50	50	54	49	52	45	47	54	53	47	49	60
	用途別	戸建ての宅地分譲	31	36	22	33	28	31	31	35	20	24	28	25	32	31	38
		貸家・共同住宅	8	12	6	3	17	10	7	8	7	7	10	15	5	2	2
		店舗・工場・事務所等	12	16	26	14	5	13	11	9	18	16	16	13	10	16	20
面積 (m ²)		161,001	232,981	187,454	163,660	145,451	373,861	275,723	154,993	130,161	151,458	288,115	216,898	154,565	162,765	333,659	
開発行為	受付件数		52	60	54	47	48	55	51	49	44	54	43	59	48	41	52
	用途別	戸建ての宅地分譲	29	34	31	30	24	31	31	31	18	28	23	28	35	26	33
		貸家・共同住宅	10	11	7	4	18	10	5	9	6	9	6	16	6	3	1
		店舗・工場・事務所等	13	15	16	13	6	14	15	9	20	17	14	15	7	12	18
面積 (m ²)		292,702	190,534	186,265	140,064	140,103	392,047	272,677	217,046	136,394	182,223	214,890	267,344	147,265	137,414	293,306	

※ 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(2)市街化調整区域

区分		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
開発行為	受付件数		43	45	35	35	34	86	69	63	89	120	126	125	135	118	108
	用途別	専用住宅	32	34	23	24	25	66	48	46	61	88	93	102	105	106	86
		併用住宅	0	0	0	3	0	0	1	0	2	1	0	1	2	0	0
		その他	11	11	12	8	9	20	20	17	26	31	33	22	28	12	22
面積 (m ²)		69,834	128,157	51,079	113,965	23,539	121,880	111,293	91,237	59,497	126,185	123,458	170,617	125,992	75,617	134,342	
42・43 条建築許可	受付件数		60	71	73	74	73	181	190	239	253	216	213	238	229	264	222
	用途別	専用住宅	44	51	49	51	49	125	135	165	175	154	151	167	181	217	165
		併用住宅	1	4	4	0	3	3	5	4	6	12	8	9	5	4	8
		その他	15	16	20	23	21	53	50	70	72	50	54	62	43	43	49

※ 市街化調整区域の開発面積は、平成8年度より集計。

※ 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(3) 非線引き都市計画区域

区分		年度					
事前協議	受付件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	1	0
	貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	1	2	2	1	2	4
	面積 (m ²)	7,416	39,152	11,721	18,610	54,055	28,684
開発行為	受付件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	1	0
	貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	1	2	2	0	2	4
	面積 (m ²)	7,416	39,152	11,721	0	54,055	28,684

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

(4) 都市計画区域外

区分		年度					
事前協議	受付件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	戸建ての宅地分譲	0	0	0	0	0	0
	貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	2	0	1	0	0	0
	面積 (m ²)	55,858	0	19,336	0	0	0
開発行為	受付件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	戸建ての宅地分譲	0	0	0	0	0	0
	貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	2	0	1	0	0	0
	面積 (m ²)	55,858	0	19,336	0	0	0

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の指定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、4地区を設定しています。

(1) 二葉町1丁目1区地区

日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）

(2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）

(3) 旧斎藤家別邸周辺地区

江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区（面積 約1.6ha）

(4) 旧小澤家住宅周辺地区

廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が立ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区（面積 約0.8ha）

【屋外広告物】

新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的に、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 許可地域・規格基準の設定
- (2) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (3) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1カ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 土地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 土地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転に伴い表示、又は設置するもの
- (3) 土地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観の2分の1を超える修繕、模様替え、色彩の変更に伴い表示、又は設置するもの

3 屋外広告業の登録

新潟市内で屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負う営業をする場合は、氏名や営業所の所在地などを記した登録申請書に必要な書類を添えて市長の登録を受けなければなりません。

【風致地区】

都市計画法の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めた「新潟市風致地区条例」の規定により風致地区内における行為の規制等を行います。次の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

- (1) 建築物、工作物の新築、改築、増築、移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立・干拓
- (6) 建築物、工作物の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積

【国土利用計画法に基づく届出状況】

区分 年	区 域	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件 数	市 街 化 区 域	90	87	65	56	99	88	93	74	50	85	69	84	78	67	81	73	73	85	66
	市 街 化 調 整 区 域	1	0	0	8	6	1	12	16	4	13	5	11	1	13	8	20	34	29	19
	非線引き都市計画区域	—	—	—	—	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	20	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 计	91	87	65	64	125	89	108	90	56	98	74	95	79	80	89	93	107	114	85
面 積 (m ²)	市 街 化 区 域	364,088	370,888	299,818	255,826	407,620	517,028	328,028	347,619	213,190	334,217	397,860	391,869	276,955	225,712	200,374	356,672	310,717	311,919	336,354
	市 街 化 調 整 区 域	9,408	0	0	25,622	40,423	8,258	43,129	451,695	464,911	304,745	106,412	85,138	65,983	196,138	19,852	109,451	127,542	129,054	26,485
	非線引き都市計画区域	—	—	—	—	0	0	22,718	0	10,609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	49,580	0	165	0	14,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 计	373,496	370,888	299,818	281,448	497,623	525,286	394,040	799,314	703,320	638,962	504,272	477,007	342,938	421,850	220,226	466,123	438,259	440,973	362,839

(注)届出の必要な面積 :市街化区域…2,000m²以上

:市街化調整区域・非線引き都市計画区域…5,000m²以上

:都市計画区域外…10,000m²以上

※昭和63年4月1日 監視区域指定開始

※平成7年6月1日 県内全監視区域指定解除

※平成10年9月1日より事後届出制へ移行

※平成17年3月21日(旧巻町は平成17年10月1日)より、合併市町村分の数値を含む。

※平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

※各数値は1月1日～12月31までの実績

まちづくり推進課



古町通 7 番町地区第一種市街地再開発事業



ミズベリング信濃川やすらぎ堤



鳥屋野潟南部開発計画

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の設定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、4地区を設定しています。

(1) 二葉町1丁目1区地区

日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）

(2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）

(3) 旧齋藤家別邸周辺地区

江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された事業家や豪商の旧別荘といった歴史的建築物が建ち並ぶ地区（面積 約1.6ha）

(4) 旧小澤家住宅周辺地区

廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶみなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。（面積 約0.8ha）

3 景観アドバイザーミーティング

建築物や工作物、広告物等の意匠、色彩計画、緑地計画等について、良好な景観の形成や周辺の環境に調和させるために配慮すべき視点から、専門家がアドバイスを行います。

令和3年度 景観アドバイザー

専門分野等	氏名	
アドバイザーミーティング座長 色彩・デザインなど	新潟大学教育学部・工学部准教授	橋本 学
建築物の意匠など	一級建築士・伊藤純一アトリエ 主宰	伊藤 純一
緑地計画など	新潟市造園建設業協会 理事	玉木 正和
広告物など	新潟県広告美術業協同組合 新潟支部長	加藤 貴之

4 景観形成推進組織

新潟市景観条例第24条の規定に基づき、一定の地区における景観の形成を目的とした組織で、所定の要件を満たすものを景観形成推進組織として認定します。現在、次の8団体が認定されています。

- (1) 二葉町1丁目1区景観形成推進会
- (2) 二葉町1丁目2区景観形成推進会
- (3) ウエルカム下町推進委員会
- (4) 小須戸本町通りの町並みを考える会
- (5) 本町再生プロジェクト
- (6) 古町花街の会
- (7) 旧小澤家住宅周辺の歴史的町並みを考える会
- (8) 旧斎藤家別邸周辺地区景観形成推進会

5 助成

認定された景観形成推進組織に対して、初年度は年20万円（助成率10/10）、2年度目以降は年10万円（助成率1/2）を上限に通算5年度を限度として、次に該当する活動に要する経費の一部を助成します。

- (1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動
- (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレットの作成等の啓発活動
- (3) その他景観の形成のために必要な活動

【屋外広告物】

屋外広告物法及び新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を主目的として、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 広告物設置について（許可制度）
- (2) 許可地域・規格基準の設定
- (3) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (4) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）
- (5) 適用除外について
- (6) 広告物活用地区について
（指定地区） ・万代シティ広告物活用地区
- (7) 広告物協定地区について
（認定地区） ・鳥屋野潟湖南地区屋外広告物協定
・信濃川右岸地区屋外広告物協定
- (8) 屋外広告業について（登録制度）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1ヶ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000

平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの

- (3) 地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物若しくは工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

【まちなみ整備ならぬ協定促進事業】

魅力的な景観形成と地域コミュニティの保全・育成のため、新潟の魅力の向上や交流人口の拡大につながる地域において、住宅等の所有者などが、相互に協定（ならぬ協定）を締結し、魅力ある街なみづくりにつながる住宅の改修等を行う場合に、基本計画の作成や改修等に係る費用の一部を助成します。

1 助成対象費用・助成対象者

- ・ 基本計画作成費
ならぬ協定の締結に向けて基本計画を作成しようとする3軒以上の住宅等の所有者などで構成される団体
- ・ 建築物等整備費
ならぬ協定を締結している住宅等の所有者または使用者

2 助成率・助成限度額

- ・ 基本計画作成費
1/2 かつ 15万円以内（1地区あたり）
- ・ 建築物工事費
＜古町花街地区＞
※建築物などの屋根、外壁、雁木などの改修工事に要する費用（道路から見える部分を対象とする。）
 - ・ 歴史的建築物
1/2 かつ 500万円以内（1軒あたり）
 - ・ その他の建築物
1/2 かつ 150万円以内（1軒あたり）

<その他の地区>

1／2 かつ 50万円以内（1軒あたり）

・工作物工事費

<古町花街地区>

※門、塀、かき又は柵の築造又は改造（改造に伴うブロック塀の撤去を含む。）、看板などの整備に要する費用（道路から見える部分を対象とする。）

1／2 かつ 50万円以内（1軒あたり）

<その他の地区>

1／2 かつ 25万円以内（1軒あたり）

3 協定締結地域

- ・中央区上古町地区
- ・江南区亀田本町通地区
- ・秋葉区小須戸本町通り周辺地区
- ・古町花街地区（中央区古町通8・9番町周辺地区）
- ・旧小澤家住宅周辺地区

【都市デザイン推進事業】

- ◎「新潟都心の都市デザイン」をもとに、新潟駅～万代～古町を結ぶ都心軸を中心に回遊性の向上や、新たな賑わい創出につなげるため、公民連携による“居心地よく、歩きたくなるまちなかづくり”を推進します。
- ◎令和3年度は、新潟駅・万代地区周辺における将来ビジョンの作成や公共空間の利活用の推進に公民連携による都市デザインの具現化を推進していきます。

【都心軸・萬代橋周辺エリア賑わい空間創造事業】

- ◎新潟の都心軸を形成する「萬代橋周辺地区」に新しい賑わいをつくるため、魅力的な都市空間の形成と官民が連携したエリアマネジメントの推進を図ります。
- ◎公共空間の活用や、自然や水辺を活かした景観づくり、環境整備、情報発信など、地域の魅力向上と活性化につながるハード整備・ソフト対策を開発し、萬代橋周辺ならではの新しいまちづくりを進めます。
- ◎令和2年度はミズベリング信濃川やすらぎ堤について、新型コロナウィルス感染症の影響により、開催中止となりましたが、令和3年度は民間マネジメント体制により、感染症対策のうえで実施し、一層の水辺エリアの活性化を推進していきます。

【湊町新潟花街文化を活かしたまちづくり事業】

- ◎「古町花街・白壁通り」地区には、長い時間をかけて作り上げられた「みなとまち」の歴史・文化的資産が数多く残されています。それら地域固有の歴史・文化資産を後世に継承できるよう「みなとまち」の歴史や文化を活かしたまちなかみの保全・創出に取り組み、地域の人々が誇りと愛着を持ってその街に暮らし、訪れる人々がその魅力を楽しみながら回遊できる都市空間を創出します。
- ◎平成28年度は白壁通りの道路改良工事を行いました。令和元年度は西新道の道路改良工事を行いました。

【まちなかの魅力創出事業】

- ◎都心軸エリアで「光の演出」を実施し、都心軸の魅力向上や賑わい創出

を推進するとともに、市内外へ向けた都市イメージの明確化と発信に取り組みます。

- ◎平成29年度は、やすらぎ堤の景観照明設置工事（彩り螢）を行いました。令和元年度は、ミズベリング信濃川やすらぎ堤の取り組みに併せ、都心軸において光の演出を実施しました。



やすらぎ堤 視点場整備



ミズベリング信濃川やすらぎ堤



やすらぎ堤 景観照明



白壁通り 道路改良工事



公共空間利活用 社会実験(R1)

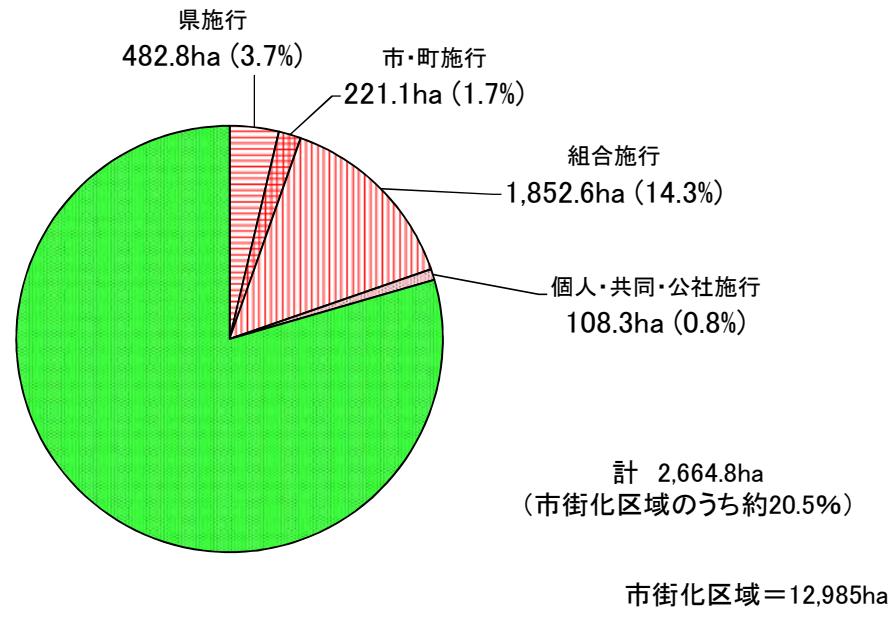


公共空間利活用 社会実験(R2)

◇土地区画整理事業の実績

令和3年3月31日現在

市街化区域(12,985ha)における土地区画整理事業施行面積



1 土地区画整理事業施行実績[完了地域]

(1) 北区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)			減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算			
豊栄	市	昭和29～昭和33	昭和30. 3. 23	20.8	8,280	398	18.64		18.64	24.54	昭和33.12.11	
松浜	市	昭和31～昭和47	昭和32. 2. 8	57.9	268,211	4,632	16.37	17.46	33.83	23.63	昭和47. 8. 18	
中ノ曾根	市	昭和40～昭和46	昭和40. 6. 25	13.9	55,063	3,961	13.22	7.46	20.68	27.38	昭和46.10.15	
川岸	市	昭和40～昭和57	昭和41. 3. 31	9.6	156,516	16,304	21.48	11.74	33.22	32.38	昭和56.12.25	
小計	4地区			102.2								
早通	組合	昭和38～昭和39	昭和38. 12. 27	3.8	21,324	5,612	17.74	25.15	42.89	26.71	昭和39. 7. 6	
学校前	組合	昭和42～昭和45	昭和42. 6. 23	5.7	42,853	7,518	10.46	17.61	28.07	25.14	昭和46. 2. 22	
東葛塚	組合	昭和42～昭和45	昭和42. 6. 23	7.8	27,208	3,488	21.60	10.21	31.81	23.97	昭和45.12.25	
住良	組合	昭和46～昭和53	昭和47. 2. 4	14.3	256,178	17,915	15.25	13.53	28.78	24.46	昭和52. 9. 20	
中嘉山	組合	昭和46～昭和54	昭和47. 2. 4	21.1	375,503	17,796	16.85	12.39	29.24	27.12	昭和53. 2. 10	
前新田	組合	昭和46～昭和53	昭和47. 2. 4	15.4	252,287	16,382	13.51	15.43	28.94	25.21	昭和52.11. 1	
東豊栄第1	組合	昭和48～昭和53	昭和48. 10. 30	23.1	1,928,247	83,474	23.78	34.73	58.51	32.73	昭和53.11.28	
葛塚駅裏	組合	昭和48～昭和55	昭和48. 12. 4	27.1	772,759	28,515	10.90	18.62	29.52	25.34	昭和55. 9. 19	
新崎	組合	昭和53～昭和57	昭和53. 9. 29	20.8	1,410,563	67,816	17.34	26.17	43.51	25.28	昭和56.11.14	
川前	組合	昭和59～平成元	昭和59. 12. 28	6.7	386,637	57,707	17.79	19.02	36.81	26.52	平成元. 8. 11	
太夫浜	組合	昭和59～昭和63	昭和60. 3. 5	35.4	3,805,762	107,507	18.10	31.60	49.70	24.86	昭和63.11. 8	
新崎駅南	組合	平成 2～平成 7	平成 2. 12. 25	22.3	4,172,404	187,103	27.70	20.70	48.40	34.21	平成 7.11.17	
豊栄駅北部	組合	平成 4～平成 8	平成 5. 1. 22	22.0	4,000,984	181,863	17.41	24.45	41.86	30.91	平成 8.11.22	
長歩	組合	平成 4～平成 7	平成 5. 1. 26	11.8	1,654,285	140,194	23.68	25.29	48.97	30.91	平成 7.10.24	
新崎本割	組合	平成 5～平成 7	平成 5. 4. 23	5.1	499,450	97,931	12.68	23.82	36.50	24.53	平成 7.10.31	
笹山	組合	平成12～平成16	平成12. 11. 17	20.8	1,874,734	90,131	7.75	30.80	38.55	17.86	平成16. 2. 6	
豊栄インター南	組合	平成12～平成18	平成13. 2. 13	22.9	3,537,364	154,470	14.55	27.83	42.38	38.15	平成18.10.15	
西名目所	組合	平成23～平成27	平成23. 8. 18	18.1	2,812,426	155,383	12.00	47.38	59.38	20.20	平成27. 9. 6	
小計	18地区			304.2								
早通団地第1	公社	昭和44～昭和45	昭和44. 12. 26	2.7	133,500	49,444	14.17	-	14.17	24.96	昭和45. 2. 24	
早通団地第2	公社	昭和45～昭和46	昭和45. 7. 31	5.6	53,705	9,590	28.19	-	28.19	34.97	昭和46. 3. 2	
早通団地第3	公社	昭和46～昭和47	昭和46. 4. 23	4.5	58,269	12,949	18.54	-	18.54	27.49	昭和46.11.16	
早通団地第4	公社	昭和46～昭和47	昭和47. 2. 25	4.7	54,679	11,634	22.08	-	22.08	29.76	昭和47. 7. 21	
早通団地第5	公社	昭和47～昭和48	昭和47. 12. 19	2.9	16,600	5,724	14.60	-	14.60	27.92	昭和49. 1. 25	
早通第二団地	公社	昭和49～昭和50	昭和50. 1. 14	6.6	341,250	51,705	19.36	-	19.36	28.09	昭和50. 3. 25	
早通第三団地	公社	昭和49～昭和50	昭和50. 1. 21	7.3	364,000	49,863	18.86	-	18.86	27.24	昭和50. 9. 2	
豊栄団地	個人	昭和54～昭和57	昭和54. 4. 13	24.4	2,160,000	88,525	16.48	-	16.48	27.09	昭和57. 4. 9	
小計	8地区			58.7								
合計	30地区			465.1								

(2) 東区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
工業地帯造成	県	昭和16～昭和27	昭和16. 8. 11	155. 5	4,055	26	7.67	-	7.67	11.67	昭和27. 7. 23
焼島潟	県	昭和18～昭和26	昭和18. 4. 9	58. 6	129,053	2,202	6.61	1.83	8.44	7.96	昭和26. 7. 10
北部工業地帯建設	県	昭和18～昭和27	昭和18. 4. 13	194. 8	14,107	72	8.56	11.96	20.52	9.23	昭和28. 2. 24
小計	3地区			408. 9							
物見山	市	昭和48～昭和55	昭和48. 7. 23	47. 2	1,689,515	35,795	20.61	5.59	26.20	25.30	昭和55. 6. 21
小計	1地区			47. 2							
山の下西部	組合	昭和 4～昭和15	昭和 4. 9. 28	125. 9	365	3	16.00	-	16.00	21.77	昭和15. 12. 13
山の下東部	組合	昭和10～昭和18	昭和10. 5. 14	76. 2	50	1	26.10	-	26.10		昭和18. 10. 28
東新潟	組合	昭和38～昭和43	昭和39. 1. 10	43. 9	152,368	3,471	17.46	11.40	28.86	23.01	昭和43. 7. 2
河渡松崎	組合	昭和42～昭和48	昭和42. 12. 7	74. 7	638,331	8,545	18.22	11.32	29.54	23.82	昭和48. 4. 24
紫竹石山	組合	昭和47～昭和51	昭和47. 10. 6	67. 9	2,555,473	37,636	19.01	15.60	34.61	25.49	昭和51. 3. 5
石山	組合	昭和47～昭和51	昭和47. 12. 5	35. 7	1,150,688	32,232	23.80	11.68	35.48	27.71	昭和51. 11. 12
西物見山	組合	昭和52～昭和53	昭和52. 11. 11	1. 2	60,759	50,633	20.53	1.37	21.90	22.84	昭和54. 2. 23
粟山石山	組合	昭和61～平成元	昭和61. 4. 4	16. 3	1,890,873	116,004	23.90	16.10	40.00	29.20	平成元. 11. 4
竹尾インター東	組合	平成 5～平成10	平成 6. 3. 22	16. 7	3,712,589	222,311	27.65	17.36	45.01	34.98	平成10. 7. 17
松崎	組合	平成12～平成17	平成12. 8. 4	27. 6	5,327,740	193,034	25.52	24.38	49.90	29.89	平成17. 2. 4
牛海道	組合	平成 5～平成22	平成 6. 3. 18	28. 5	6,005,773	210,729	28.93	15.65	44.58	34.67	平成11. 11. 26
海老ヶ瀬	組合	平成23～平成25	平成23. 10. 19	3. 1	528,749	170,564	21.26	38.55	59.81	27.55	平成25. 4. 10
西野中野山	組合	平成23～平成27	平成23. 11. 21	16. 5	3,005,365	182,143	25.14	34.50	59.64	34.43	平成26. 11. 30
小計	13地区			534. 2							
下山	個人	昭和40～昭和42	昭和41. 3. 22	3. 8	4,500	1,184	25.33	-	25.33	25.34	昭和43. 1. 12
河渡新町	個人	平成19～平成20	平成19. 5. 17	1. 4	217,839	155,599	33.32	20.03	53.35	33.97	平成20. 6. 22
小計	2地区			5. 2							
合計	19地区			995. 5							

(3) 中央区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
新潟駅前	県	昭和29～昭和34	昭和29. 5. 28	42. 4	514,112	12,125	28.80	22.00	50.80	33.23	昭和35. 2. 9
新潟火災復興	県	昭和30～昭和40	昭和30. 11. 21	31. 5	98,641	3,131	9.45	-	9.45	32.73	昭和41. 3. 16
小計	2地区			73. 9							
関屋第一	市	昭和31～昭和41	昭和31. 10. 3	5. 4	14,130	2,617	25.46	4.10	29.56	27.15	昭和41. 4. 12
駅裏	市	昭和34～昭和45	昭和34. 4. 28	32. 8	288,613	8,799	17.04	8.41	25.45	32.76	昭和45. 5. 12
小計	2地区			38. 2							
関屋	組合	昭和 4～昭和22	昭和 5. 1. 14	76. 8	303	4	25.41	-	25.41	28.17	昭和22. 12. 10
新潟北部	組合	昭和 6～昭和17	昭和 6. 12. 4	25. 2	56	2	23.70	-	23.70	9.36	昭和17. 6. 27
鴉又	組合	昭和 7～	昭和 7. 10. 21	21. 1							
沼垂	組合	昭和 9～昭和17	昭和 9. 12. 11	58. 6	71	1	18.90	-	18.90		昭和17. 11. 13
北沢	組合	昭和 6～昭和16	昭和 7. 1. 19	9. 3	15	2	19.16	-	19.16	14.88	昭和10. 9. 23
有明台	組合	昭和35～昭和38	昭和 35. 5. 17	2. 5	4,618	1,847	17.69	-	17.69	23.89	昭和36. 8. 8
女池	組合	昭和47～昭和52	昭和47. 10. 16	31. 3	1,547,374	49,437	21.13	12.94	34.07	28.77	昭和52. 5. 27
鳥屋野潟南西部	組合	平成18～平成21	平成18. 11. 10	10. 8	2,331,909	215,918	13.36	28.27	41.63	23.14	平成21. 5. 10
女池上山	組合	平成23～平成27	平成24. 3. 30	15. 5	4,015,000	259,032	23.92	28.59	52.51	29.51	平成27. 11. 16
鳥屋野大島	組合	平成23～平成27	平成23. 9. 28	17. 7	3,339,911	188,696	25.26	34.13	59.39	28.90	平成27. 7. 26
長潟南	組合	平成23～平成27	平成23. 12. 20	5. 5	1,473,181	267,851	18.78	41.12	59.90	24.47	平成27. 9. 13
小計	11地区			274. 3							
新県庁南	共同	昭和58～昭和60	昭和58. 9. 6	21. 1	3,242,000	153,649	25.71	-	25.71	25.75	昭和60. 7. 16
新潟駅南口広場周辺	個人	平成18～平成19	平成19. 2. 8	4. 1	-	-	1.11	0.00	1.11	25.99	平成19. 7. 1
小計	2地区			25. 2							
合計	17地区			411. 6							

(4) 江南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
亀田駅西	市	平成14～平成22	平成14. 12. 5	2.6	2,639,777	1,015,299	11.50	-	11.50	38.88	平成23. 3. 8
小計	1地区			2.6							
亀田	組合	昭和 9～昭和15	昭和 9. 6. 8	5.6	25,000	4,464			7.50		昭和16. 3. 28
横越中央	組合	昭和61～平成元	昭和61. 10. 7	11.1	632,923	57,020	15.27	19.28	34.55	26.77	平成元. 4. 18
横越西	組合	平成 3～平成 7	平成 4. 3. 10	8.7	909,582	104,550	17.95	15.34	33.29	25.77	平成 6. 9. 20
横越東	組合	平成12～平成15	平成12. 8. 4	8.9	864,495	97,134	22.35	16.77	39.12	25.70	平成14.10.25
横越インター東	組合	平成12～平成16	平成12. 8. 22	7.6	891,878	117,352	21.76	40.95	62.71	25.67	平成16.12.21
三條岡	組合	平成16～平成18	平成16. 7. 9	8.5	1,387,397	163,223	24.54	33.40	57.94	27.75	平成18. 7. 28
亀田駅東	組合	平成14～平成19	平成15. 1. 24	20.2	3,201,001	158,465	25.85	18.43	44.28	29.70	平成19. 5. 13
鍋田	組合	平成16～平成19	平成17. 3. 18	9.8	1,321,000	134,796	28.30	33.52	61.82	34.82	平成19. 7. 29
亀田流通	組合	平成16～平成19	平成17. 3. 8	6.4	1,029,000	160,781	15.09	26.32	41.41	21.16	平成19. 9. 30
市場周辺	組合	平成27～平成29	平成27. 6. 18	4.0	782,000	195,500	16.54	47.28	63.82	16.54	平成29. 7. 3
市場周辺第2	組合	平成29～令和 2	平成30. 3. 22	4.1	862,515	210,370	10.11	54.64	64.75	15.82	令和 2. 6. 30
小計	11地区			94.9							
合計	12地区			97.5							

(5) 秋葉区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
秋葉山	組合	昭和24～昭和32	昭和25. 3. 18	54.8	23,676	432	14.04	8.01	22.05	13.85	昭和32. 4. 20
中島団地	組合	昭和49～昭和52	昭和49. 7. 2	5.7	107,088	18,787	16.20	12.40	28.60	21.37	昭和52. 6. 24
荻川駅西	組合	平成元～平成 4	平成元. 10. 13	6.8	549,049	80,743	19.70	14.27	33.97	29.72	平成 4. 2. 18
結田島	組合	平成元～平成 4	平成元. 11. 21	6.2	504,674	81,399	17.15	13.61	30.76	25.48	平成 4. 2. 15
荻川駅南	組合	平成 4～平成 7	平成 4. 6. 26	10.4	1,268,935	122,013	23.08	15.33	38.41	30.24	平成 6. 11. 11
さつき野駅西	組合	平成 6～平成10	平成 7. 1.13	6.8	931,545	136,992	14.01	18.84	32.85	36.50	平成 9. 2. 7
川口	組合	平成12～平成17	平成12. 9. 29	7.3	1,042,806	142,850	24.03	39.34	63.37	37.03	平成17.10.28
荻川	組合	平成13～平成17	平成13. 5. 29	18.6	2,408,851	129,508	25.31	23.67	48.98	33.71	平成17.12.16
荻川駅東	組合	平成14～平成19	平成14. 9. 6	18.5	2,696,653	145,765	25.53	29.42	54.95	35.82	平成19.10.14
新津駅西	組合	平成16～平成20	平成17. 3. 18	12.2	1,809,379	148,310	21.01	36.92	57.93	30.35	平成20. 1. 14
小計	10地区			147.3							
新津金沢団地	公社	昭和40～昭和41	昭和40. 10. 15	11.8	126,620	10,731	20.16	-	20.16	24.97	昭和41. 8. 12
小計	1地区			11.8							
合計	11地区			159.1							

(6) 南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
白根北部	組合	昭和55～昭和59	昭和55. 10. 31	15.8	752,280	47,613	15.30	18.00	33.30	22.56	昭和59. 6. 1
白根第二	組合	昭和59～平成元	昭和59. 11. 16	8.9	474,928	53,363	18.50	15.70	34.20	23.89	平成元. 9. 5
白根第一	組合	平成 3～平成25	平成 4. 3. 27	31.9	4,824,076	151,225	22.53	18.40	40.93	35.05	平成 8. 2. 2 (1工区) 平成20.12.14 (2工区)
小計	3地区			56.6							
白根第三	共同	昭和63～平成元	昭和63. 5. 31	0.9	55,624	61,804	21.20	18.00	39.20	28.31	平成元. 4. 14
戸頭北	共同	昭和63～平成元	平成元. 2. 3	1.6	76,768	47,980	16.80	12.40	29.20	30.52	平成 2. 3. 2
小計	2地区			2.5							
合計	5地区			59.1							

(7) 西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
内野火災復興	市	昭和29～昭和34	昭和29. 9.28	10.3	17,786	1,727	17.49	1.89	19.38	25.04	昭和35. 3. 4
大学南	市	昭和58～平成 7	昭和58. 9. 6	20.6	4,301,000		208,786	0.64	26.71	28.31	平成 3. 2. 8
小計	2地区			30.9							
青山	組合	昭和39～昭和44	昭和39. 12. 1	16.7	77,112	4,617	22.01	5.33	27.34	22.48	昭和44. 4. 18
平島青山	組合	昭和40～昭和45	昭和41. 3. 29	38.5	455,631	11,835	12.86	23.81	36.67	27.41	昭和46. 2. 2
上新栄町	組合	昭和42～昭和46	昭和42. 12. 12	10.1	80,000	7,921	32.15	7.60	39.75	25.77	昭和46.10.22
中権寺上新町	組合	昭和47～昭和50	昭和47. 8. 17	27.1	595,663	21,980	15.59	14.15	29.74	24.55	昭和50.12.23
寺尾	組合	昭和47～昭和52	昭和48. 3. 23	18.8	654,717	34,825	17.02	11.94	28.96	28.19	昭和52. 7. 12
流通センター	組合	昭和55～昭和58	昭和55. 12. 16	13.4	1,108,000	82,687	14.46	23.44	37.90	21.89	昭和59. 1. 10
前川原	組合	昭和56～昭和59	昭和56. 5. 8	6.1	272,998	44,754	16.20	11.30	27.50	27.46	昭和58. 8. 9
坂井	組合	昭和58～昭和60	昭和58. 12. 20	1.7	156,750	92,206	27.73	2.17	29.90	29.64	昭和60. 9. 6
的場	組合	昭和63～平成 4	昭和63. 12. 2	15.5	2,685,966	173,288	13.75	26.37	40.12	21.62	平成 4. 11. 4
緒立	組合	昭和63～平成 4	昭和63. 12. 2	8.2	1,527,852	186,323	8.14	29.70	37.84	23.04	平成 4. 11. 4
黒崎北部	組合	平成 3～平成 8	平成 3. 11. 15	33.7	5,936,812	176,167	19.50	17.00	36.50	32.97	平成 8. 3. 15
赤塚駅前	組合	平成 3～平成10	平成 4. 3. 27	50.6	11,860,333	234,394	26.36	22.33	48.69	38.87	平成10. 7. 13
小新梅田	組合	平成 9～平成14	平成 9. 4. 28	30.8	8,949,039	290,553	20.84	21.25	42.09	29.89	平成14. 2. 22
小新白鳥	組合	平成12～平成15	平成12. 9. 19	5.2	1,370,000	263,462	14.00	22.77	36.77	28.11	平成15. 1. 10
山田	組合	平成12～平成16	平成12. 12. 22	11.3	1,575,491	139,424	11.91	23.42	35.33	30.99	平成16.11. 5
内野西	組合	平成12～平成30	平成13. 1. 4	29.5	6,330,519	214,594	26.67	47.94	74.61	35.79	平成29. 7. 9
山田立仏	組合	平成13～平成15	平成13. 10. 26	1.3	243,215	187,088	26.38	23.46	49.84	33.05	平成15.11.21
新通	組合	平成12～平成22	平成13. 3. 9	28.5	6,139,076	215,406	18.38	36.03	54.41	33.77	平成19. 8. 26
小新白鳥東	組合	平成23～平成27	平成23. 6. 6	12.0	2,331,189	194,266	17.16	29.34	46.50	31.10	平成27. 1. 18
亀貝	組合	平成23～平成28	平成23. 6. 24	30.7	6,768,449	220,471	12.65	47.04	59.69	26.95	平成28. 2. 14
小計	20地区			389.7							
焼鮒	個人	昭和42	昭和42. 8. 29	4.9	36,300	7,408	15.00	-	15.00	24.73	昭和42.11.24
小計	1地区			4.9							
合計	23地区			425.5							

2 土地区画整理事業施行実績[施行中]

(1) 北区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当たり事業費			
濁川	組合	令和 2～令和 5	令和 3. 3.15	15. 6	3,142,000	201,410	72.34	12.83	
合計	1地区			15. 6					

(2) 江南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当たり事業費			
両川東	組合	令和 2～令和 5	令和 2. 9.11	6. 8	1,429,000	210,147	75.96	8.36	
下早通	組合	令和 2～令和 6	令和 2. 12.22	14. 0	3,087,100	220,507	59.50	14.59	
合計	2地区			20.8					

(3) 秋葉区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当たり事業費			
矢代田駅周辺地区*	組合	平成28～令和2	平成28. 8.22	6. 5	1,038,000	159,692	72.12	23.20	
合計	1地区			6. 5					

*事業停止中

(4) 西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当たり事業費			
小新流通東	組合	令和 2～令和 6	令和 2. 8.24	8. 5	1,960,200	230,612	65.00	15.01	
合計	1地区			8. 5					

3 土地区画整理事業助成制度

まちづくりは、関係権利者の相互理解はもとより、創意工夫が不可欠です。

土地区画整理事業により、特色あるとともに持続的に発展するまちづくりを行う施行者に対して、助成金を交付しています。

◆新潟市土地区画整理事業助成金交付規則の主な内容

助成項目	適用条件	助成率
道路築造に要する費用	歩車道分離道路のうち、広域的な交通問題の改善に貢献すると市長が認めるもの。	市長が別に定める基準額の1／2を上限とする。
	歩行者専用道路のうち、広域的な交通問題の改善及び施行地区内の良好な景観の形成に貢献すると市長が認めるもの。	
下水道の築造に要する費用		
公園築造に要する費用	土地区画整理法施行規則第9条第6項に掲げる技術基準を満たすこと。	
雨水調整池の用地費		事業計画上に定める整理前宅地の平均単価に必要面積を乗じて得た額の1／2を上限とする。

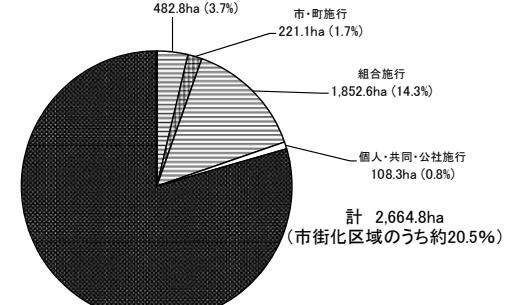
土地地区画整理事業[事業完了地区 117地区]
※公共15、組合86、個人・公社16地区

2,613.4ha

R3.3.31時点

区	事業種別	事業名	施行主体	施行年度	事業認可年月日	都市計画決定年月日	施行面積(ha)
北区	(B)	松浜	市	S31～S47	S32.2.8	S31.8.6	57.9
	(B)	新崎	組合	S53～S57	S53.9.29		20.8
	(B)	太夫浜	組合	S59～S63	S60.3.5		35.4
	(B)	新崎駅南	組合	H2～H7	H2.12.25		22.3
	(C)	新崎本割	組合	H5～H7	H5.4.23		5.1
	(B)	豊栄	市	S29～S33	S30.3.23	S28.5.4	20.8
	(B)	中ノ曾根	市	S40～S46	S40.6.25	S40.3.20	13.9
	(B)	川岸	市	S40～S57	S41.3.31	S41.7.?	9.6
	(B)	早通	組合	S38～S39	S38.12.27		3.8
	(B)	学校前	組合	S42～S45	S42.6.23		5.7
	(B)	東葛塚	組合	S42～S45	S42.6.23		7.8
	(B)	住良	組合	S46～S53	S47.2.4		14.3
	(B)	中嘉山	組合	S46～S54	S47.2.4	S46.9.28	21.1
	(B)	前新田	組合	S46～S53	S47.2.4		15.4
	(B)	東豊栄第1	組合	S48～S53	S48.10.30		23.1
	(B)	葛塚駅裏	組合	S48～S55	S48.12.4		27.1
	(B)	川前	組合	S59～H元	S59.12.28		6.7
	(B)	豊栄駅北部	組合	H4～H8	H5.1.22	H4.10.23	22.0
	(B)	長歩	組合	H4～H7	H5.1.26		11.8
	(C)	庵山	組合	H12～H16	H12.11.17		20.8
	(B)	早通団地第1	公社	S44～S45	S44.12.26		2.7
	(B)	早通団地第2	公社	S45～S46	S45.7.31		5.6
	(B)	早通団地第3	公社	S46～S47	S46.4.23		4.5
	(B)	早通団地第4	公社	S46～S47	S47.2.25		4.7
	(B)	早通団地第5	公社	S47～S48	S47.12.19		2.9
	(B)	早通第二団地	公社	S49～S50	S50.1.14		6.6
	(B)	早通第三団地	公社	S49～S50	S50.1.21		7.3
	(B)	豊栄団地	個人	S54～S57	S54.4.13		24.4
	(B) (C)	豊栄インター南	組合	H12～H18	H13.2.13	H12.2.29	22.9
	(C)	西名目所	組合	H23～H27	H23.8.18		18.1
	(北区 合計)				30 地区		465.1
東区	(C)	工業地帯造成	県	S16～S27	S16.8.11	S16.5.14	155.5
	(C)	焼島潟	県	S18～S26	S18.4.9	S18.3.5	58.6
	(C)	北部工業地帯建設	県	S18～S27	S18.4.13	S18.3.29	194.8
	(B)	物見山	市	S48～S55	S48.7.23	S48.5.18	47.2
	(B)	下山	個人	S40～S42	S41.3.22		3.8
	(B) (C)	山の下西部	組合	S4～S15	S49.2.8		125.9
	(B) (C)	山の下東部	組合	S10～S18	S10.5.14		76.2
	(B)	東新潟	組合	S38～S43	S39.1.10		43.9
	(B)	河渡松崎	組合	S42～S48	S42.12.7		74.7
	(B)	紫竹石山	組合	S47～S51	S47.10.6		67.9
	(B)	石山	組合	S47～S51	S47.12.5		35.7
	(B)	西物見山	組合	S52～S53	S52.11.11		1.2
	(B)	栗山石山	組合	S61～H元	S61.4.4		16.3
	(B) (C)	竹尾インター東	組合	H5～H10	H6.3.22		16.7
	(B) (C)	松崎	組合	H12～H17	H12.8.4		27.6
	(B)	牛海道	組合	H5～H22	H6.3.18	H5.10.29	28.5
	(B)	河渡新町	個人	H19～H20	H19.5.17		1.4
	(C)	海老ヶ瀬	組合	H23～H25	H23.10.19		3.1
	(B) (C)	西野中野山	組合	H23～H26	H23.11.21		16.5
	(東区 合計)				19 地区		995.5
中央区	(C)	新潟駅前	県	S29～S34	S29.5.28	S28.10.6	42.4
	(A)	新潟火災復興	県	S30～S40	S30.11.21	S30.10.13	31.5
	(B)	閨屋第一	市	S31～S41	S31.10.3	S31.8.6	5.4
	(B) (C)	駅裏	市	S34～S45	S34.4.28	S32.3.30	32.8
	(C)	新潟序南	個人	S58～S60	S58.9.6		21.1
	(B)	閨屋	組合	S4～S22	S5.1.14		76.8
	(B)	新潟北部	組合	S6～S17	S6.12.4		25.2
	(B) (C)	北沢	組合	S6～S16	S7.1.19		9.3
	(B)	鶴又	組合	S7～?	S7.10.21		21.1
	(B)	沼垂	組合	S9～S17	S9.12.11		58.6
	(B)	有明台	組合	S35～S38	S35.5.17		2.5
	(B)	女池	組合	S47～S52	S47.10.16		31.3
	(C)	鳥屋野潟南部	組合	H18～H21	H18.11.10		10.8
	(C)	新潟駅南口広場周辺	個人	H18～H19	H19.2.8		4.1
	(B)	女池上山	組合	H23～H27	H24.3.30		15.5
	(B)	鳥屋野大島	組合	H23～H27	H23.9.28		17.7
	(B) (C)	長潟南	組合	H23～H27	H23.12.20		5.5
	(中央区 合計)				17 地区		411.6

市街化区域(12,985ha)における土地区画整理事業施行面積



◇事業種別について

- (A)=「既成市街地の区画整理」:既成市街地の再整備により、住宅地供給・土地利用の増進を図るもの
- (B)=「新市街地の区画整理」:新市街地の整備により、住宅地供給・土地利用の増進を図るもの
- (C)=「それ以外の区画整理」:住宅地供給を目的としない、工業・商業地開発等を目的とするもの

土地区画整理事業[施行中5地区] 51.4ha

区	事業種別	事業名	施行主体	施行年度	事業認可年月日	都市計画決定年月日	施行面積(ha)
北	(C)	濁川	組合	R2～R5	R3.3.15		15.6
江南	(C)	両川東	組合	R2～R5	R2.9.11		6.8
	(C)	下早通	組合	R2～R6	R2.12.22		14.0
秋葉	(B)	矢代田駅周辺地区**	組合	H28～R2	H28.8.22		6.5
	(C)	小新流通東	組合	R2～R6	R2.8.24		8.5
	合 計					5 地区	51.4
※事業停止中							

4 鳥屋野潟南部開発計画

新潟市内にあって豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、高交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約 270haにおいて、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、県・市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

(1) 開発の目標

- ① 鳥屋野潟と一体になって、水と緑に恵まれた、都市のオアシスとなるアメニティゾーンの形成。
- ② 新しいライフスタイルの創出に必要なアメニティあふれる文化・レクリエーション拠点の形成。
- ③ 環日本海地域の拠点として、国際交流の一環とした文化・産業交流、及び都市と農村の融合・交流を図る拠点の形成。

(2) 土地利用ゾーニング

開発区域を図-①に示すように 4 つの土地利用ゾーニングに区分している。

なお、平成 18 年 3 月に、知事・市長・亀田郷土地改良区理事長による三者協議会が開催され、総合レクリエーションゾーンからウェルネスゾーンに名称変更された。

(3) 各ゾーンと関連道路の現況

- ① [ウェルネスゾーン] ゾーン内の市有地では、平成 16 年度から新市民病院の移転新築工事に着手し、平成 19 年 11 月 1 日に開院した。

新市民病院周辺の民有地では、土地区画整理事業が行われ、病院関連施設の立地が進み、市民病院東側では新潟市アイスアリーナが平成 26 年 2 月に開業した。

また、産業振興センター西側には、平成 27 年 12 月に消防局・中央消防署の新庁舎の運用を開始した。

② [国際文化・教育ゾーン] 現在、産業振興センター、新潟テルサ、東京学館新潟高校、天寿園が立地している。また、鳥屋野潟公園線北側においては、平成 26 年度にいくとぴあ食花がグランドオープンした。

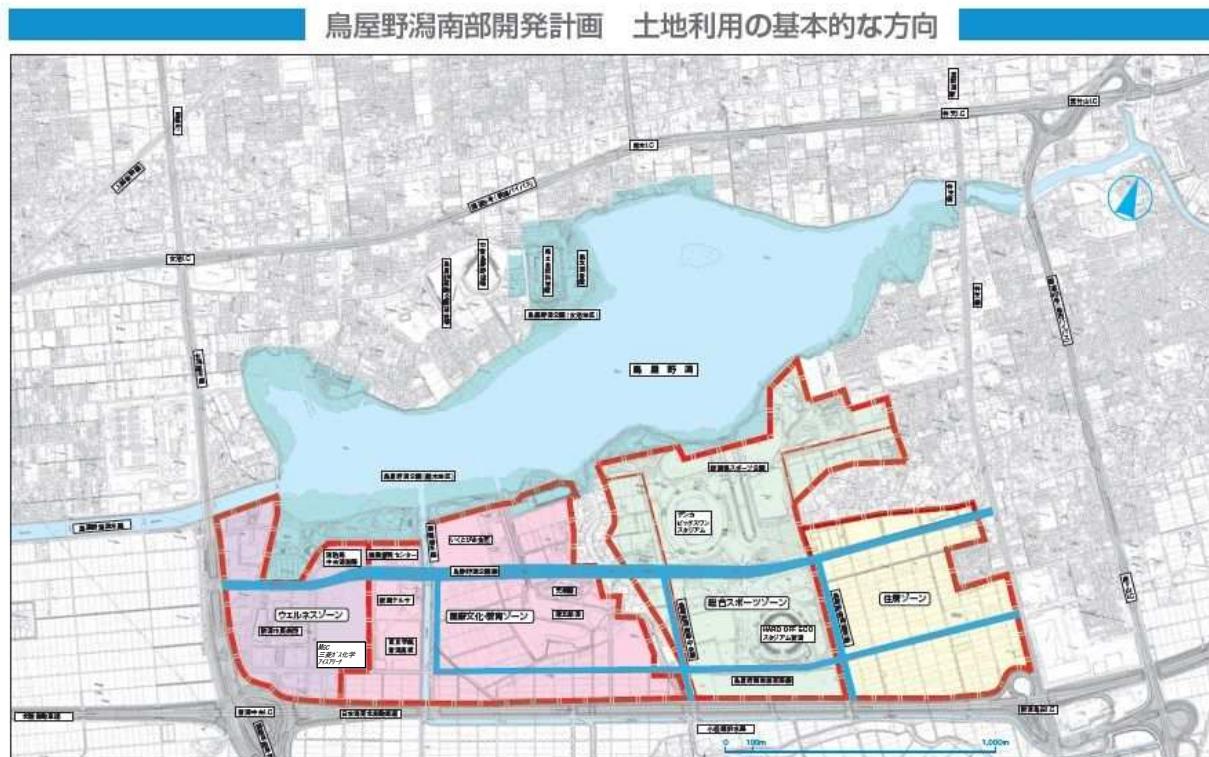
③ [総合スポーツゾーン] 県が事業主体となり、平成 3 年度から用地買収に着手し、平成 21 年 6 月には、新潟県立野球場が完成した。平成 30 年度末までに 66.9ha を新潟県スポーツ公園として供用開始している。

④ [住居ゾーン] 住居ゾーンにおける第一段階での開発として、鳥屋野潟公園線の北側(5.5ha)において、平成 23 年度より長潟南土地区画整理事業が行われ、平成 27 年度に換地処分が完了し、事業が完了した。

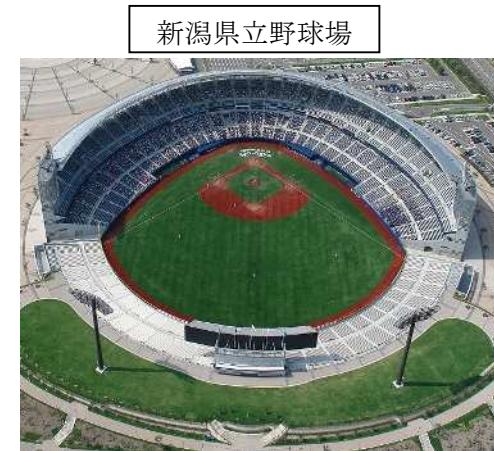
⑤ [関連道路] ゾーン内の都市計画道路として鳥屋野潟公園線(全線供用済)、鳥屋野潟南部中央線、鳥屋野潟南部東線、鳥屋野潟南部東西線が位置付けられている。

なお、平成 17 年度にまちづくり交付金が採択され、平成 21 年度までの 5 カ年間に、新市民病院の周辺道路 8 路線、スポーツゾーン内の鳥屋野潟南部中央線と鳥屋野潟南部東西線の一部及び天寿園などの整備が完了した。

図一① 鳥屋野潟南部開発計画 土地利用ゾーニング図



ゾーン名	面積	土地利用の内容	ゾーン名	面積	土地利用の内容
ウェルネスゾーン	37ha	市民病院を核に、関連施設の配置を行い、良好な療養環境の確保と快適な空間の形成を図るゾーン	総合スポーツゾーン	93ha	スポーツ・ヘルス機能等で構成するゾーン
国際文化・教育ゾーン	86ha	文化・国際交流・人材育成・研究開発等の機能を取り込んだゾーン	住居ゾーン	54ha	優れたアメニティ機能の整備を生かした住宅地等の形成を図るゾーン



5 市街地再開発事業

この事業は、老朽建物が密集した既成市街地において、細分化された敷地を広く共同利用し、不燃の共同建築物に建替えるとともに、道路・公園・広場などの公共施設やオープンスペースを確保することによって、安全で快適な都市環境に再生させようとするものであり、これにより、商店街の近代化や土地の有効活用を図るなど、地域の整備改善と活性化に大きく貢献するものです。事業手法には、組合施行、個人施行、再開発会社施行、地方公共団体施行、都市再生機構等の施行があります。

本市における市街地再開発事業の実施状況は、次のとおりです。

●完了地区

- (1) 弁天町地区第一種市街地再開発事業（A工区）（昭和 56 年度完了）
- (2) 新潟駅南口第一地区第一種市街地再開発事業（昭和 60 年度完了）
- (3) 新潟駅南口第四地区 D3 街区第一種市街地再開発事業（平成 8 年度完了）
- (4) 花園 1 丁目地区第一種市街地再開発事業（平成 15 年度完了）

<近年の完了地区概要>

(5) 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業

（施行者 新潟駅南口第二地区市街地再開発組合）

▼地区の概要

当地区は、昭和 55 年に準備組合が設立され、昭和 63 年には都市計画決定を受けましたが、平成 3 年にキーテナントが出店を辞退し、その後の厳しい経済状況もあり、進展が見られませんでした。

しかし、平成 11 年に当初予定していた大型商業施設に代わり、都心居住を目的とした住宅等を中心とする施設計画に変更して、事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 1.1ha
- ・権利者数 18 人（内転出者 2 人）
- ・権利変換 全員同意型（第 110 条）（平成 19 年 12 月認可）
- ・施行期間 平成 15 年度～22 年度
- ・事業費 13,262 百万円

▼施設建築物概要

	A 敷地		B 敷地
	A - I 棟	A - II 棟	B 棟
用途地域	商 業 地 域（600%／80%）		
敷地面積	6,385 m ²		731 m ²
建築面積	4,618 m ²		562 m ²
延床面積	36,318 m ²	18,708 m ²	3,978 m ²
構 造	高強度鉄筋コンクリート 造、鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
規 模	地下 1 階 地上 31 階 駐車台数 156 台	地上 11 階、駐車台数 378 台	地下 1 階、地上 7 階
主要用途	住宅、店舗、事務所、 駐車場	店舗、スポーツ施設、 駐車場	店舗、事務所

▼事業経過

- ・都市計画決定 昭和 63 年 10 月
- ・市街地再開発組合設立 平成 15 年 3 月
- ・事業計画認可 平成 19 年 1 月
- ・建築工事 平成 20 年 1 月（着工）～平成 22 年 2 月

●事業地区

(6) 古町通 7 番町地区第一種市街地再開発事業

(施行者 古町通 7 番町地区市街地再開発組合)

▼地区の概要

本事業は、かつて新潟の繁華街の中心地である古町地区において、そのシンボルであった旧大和新潟店の建物と隣接した周辺の建物とを一体的に不燃化、高度化をするとともに、にぎわいの創出を実現し、古町周辺地区の活性化を図ることを目的に、地権者等で構成される再開発組合が実施するものです。

▼事業の概要

- ・地区面積 約 0.8ha
- ・施行期間 平成 28 年度～令和 3 年度（予定）

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（600%／80%）
- ・延床面積 32,910 m²（第 2 回事業計画変更時点）
- ・主要用途 商業施設、業務施設

▼事業経過・予定

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ・都市計画決定 | 平成 27 年 12 月 |
| ・市街地再開発組合設立 | 平成 28 年 8 月 |
| ・権利交換計画認可 | 平成 29 年 1 月 |
| ・除却工事 | 平成 29 年 2 月～平成 30 年 9 月 |
| ・建築工事 | 平成 30 年 2 月～令和 2 年 3 月 |
| ・除却（二期）工事・広場整備 | 令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月（予定） |

6 まちなか再生建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の建築を行う者に費用の一部を助成する制度です。

本市におけるまちなか再生建築物等整備事業の実施状況は、次のとおりです。

●完了地区

- (1) 新潟駅南口 E2 街区優良再開発建築物整備促進事業（昭和 63 年度完了）
- (2) 新潟駅南口 F2 街区優良建築物等整備事業（平成 10 年度完了）
- (3) 下大川前通 5 ノ町地区まちなか再生建築物等整備事業（平成 21 年度完了）
- (4) 古町通 5 番町地区まちなか再生建築物等整備事業（平成 24 年度完了）

<近年の完了地区概要>

(5) 寄居町地区まちなか再生建築物等整備事業

（マンション建替タイプ）（施行者 富士マンション建替組合）

当地区は、当市の既成中心市街地である古町周辺地区の一部を成し、近年定住人口の減少が進む中心市街地で、都心居住を促進すべき地区として位置づけられています。

街の賑わいの中心となるべき古町周辺地区において、老朽マンションを建替え、優良住宅による都心居住の促進と公開空地等による都市環境の向上により、中心市街地の活性化を図ることを目的に事業が行われました。

▼事業の概要

- | | | | |
|-------|----------------|-------|--------------|
| ・地区面積 | 0.1ha | ・権利者数 | 61 人（建替え決議時） |
| ・施行期間 | 平成 17 年度～20 年度 | ・事業費 | 1,154 百万円 |

▼施設建築物概要

- | | | | |
|-------|----------------------|-------|--------------------|
| ・用途地域 | 商業地域（400%／80%） | | |
| ・敷地面積 | 852 m ² | ・建築面積 | 486 m ² |
| ・延床面積 | 5,008 m ² | ・構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| ・規模 | 地上 13 階、駐車台数 38 台 | | |

- ・主要用途 共同住宅(44戸), 事務所, 店舗

▼事業経過

・建替え準備組合設立	平成 14 年 2 月
・建替え決議	平成 16 年 7 月
・建替組合設立認可	平成 17 年 11 月
・権利交換計画認可	平成 18 年 5 月
・從前マンション解体工事着工	平成 18 年 6 月
・施行再建マンション竣工	平成 20 年 5 月
・建替組合解散	平成 21 年 3 月

(6) 西堀通 6 番町地区まちなか再生建築物等整備事業

(住宅複合利用タイプ) (施行者 株式会社福田組)

当地区は、当市の既成中心市街地である古町地区の一部を成し、近年定住人口の減少が進む中心市街地で、都心居住を促進すべき地区として位置づけられています。

当事業は、街の賑わいの中心となるべき古町地区において、住宅と商業施設を有する複合ビルを建設し、低未利用地の解消と土地の高度利用、公園空地等による都市環境の向上により、中心市街地の活性化を図ることを目的として整備しました。

▼事業の概要

・地区面積	0.6ha	・権利者数	1 人
・施行期間	平成 17 年度～21 年度	・事業費	10,154 百万円

▼施設建築物概要

・用途地域	商業地域 (600%／80%)
・敷地面積	4,671 m ²
・延床面積	41,654 m ²
・規模	地下 1 階, 地上 29 階, 駐車台数 423 台
・主要用途	共同住宅 167 戸, 店舗, 駐車場

▼事業経過

・優良建築物等整備事業の承認	平成 17 年 4 月
・施設建築物着工	平成 18 年 8 月
・施設建築物竣工	平成 21 年 7 月

●事業地区

(7) 万代 5 丁目地区まちなか再生建築物等整備事業

(市街地環境形成タイプ) (施行者 アパホーム株式会社)

当地区のある万代地区は、新潟駅万代口の正面にあり、都心軸上に位置しております。万代地区は商業機能が集積し、公共交通の利便性が高い地区ですが、当地区は現在、駐車場として利用されており、都心のリニューアルのため、高度利用及び都市機能を更新すべき地区として位置づけられております。

当事業は、新潟駅万代口の正面、都心軸上における共同住宅の建設に伴い、低未利用地の解消と土地の高度利用、不足している公共空間の確保等の整備を図り、市街地環境の向上、都心居住の促進に寄与することを目的としています。

▼事業の概要

・地区面積	0.5ha	・権利者数	1 人
・施行期間	令和元年度～令和 4 年度 (予定)	・事業費	約 15,600 百万円

▼施設建築物概要

・用途地域	商業地域 (600%／80%)
・敷地面積	5,524 m ²
・延床面積	43,653 m ²
・構造	マンション棟：鉄筋コンクリート造 ホテル棟：鉄骨造
・規模	マンション棟：地下 1 階, 地上 19 階 ホテル棟：地上 19 階
・主要用途	共同住宅 212 戸, ホテル 1,001 室, 駐車場 等

▼事業経過

・優良建築物等整備事業の承認	平成 31 年 3 月
・施設建築物着工	令和 2 年 5 月着工
・施設建築物竣工	令和 4 年 11 月竣工 (予定)

(8) 新潟駅南口西地区まちなか再生建築物等整備事業

(市街地環境形成タイプ)

(施行者 株式会社国際総合計画・日生不動産販売株式会社 JV)

当地区は、新潟市都市計画基本方針において、新潟駅周辺地区として位置づけられており、高架化した駅のターミナル機能強化と併せて、再開発による機能集積、都市空間の再構築を目標としています。また、立地適正化計画における都市機能誘導区域の重点エリアに位置付けられており、本市の中核的な業務・商業機能が集積していることから、民間の都市機能を重点的に誘導するエリアとなっています。

当事業は、都心軸上における共同住宅の建設に伴い、低未利用地の解消と土地の高度利用、不足している公共空間の確保等の整備を図り、市街地環境の向上、都心居住の促進に寄与することを目的としています。

▼事業の概要

- ・地区面積 約 0.8ha
- ・権利者数 1人
- ・施行期間 令和 3 年度～令和 6 年度（予定）
- ・事業費 約 15,300 百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（400%／80%）
- ・敷地面積 約 6,000 m²
- ・建築面積 約 3,100 m²
- ・延床面積 約 47,000 m²
- ・構 造 マンション棟：鉄筋コンクリート造
オフィス棟：鉄骨造
駐車場棟：鉄骨造
- ・規 模 マンション棟：地上 30 階（予定）
オフィス棟：地上 10 階（予定）
駐車場棟：地上 12 階（予定）
- ・主要用途 共同住宅 約 210 戸、駐車場 等

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 令和 3 年 6 月（予定）
- ・実施設計 令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月（予定）
- ・都市計画決定 令和 4 年 4 月（予定）
- ・施設建築物着工 令和 4 年 9 月（予定）
- ・施設建築物竣工 令和 7 年 3 月（予定）

都 市 交 通 政 策 課

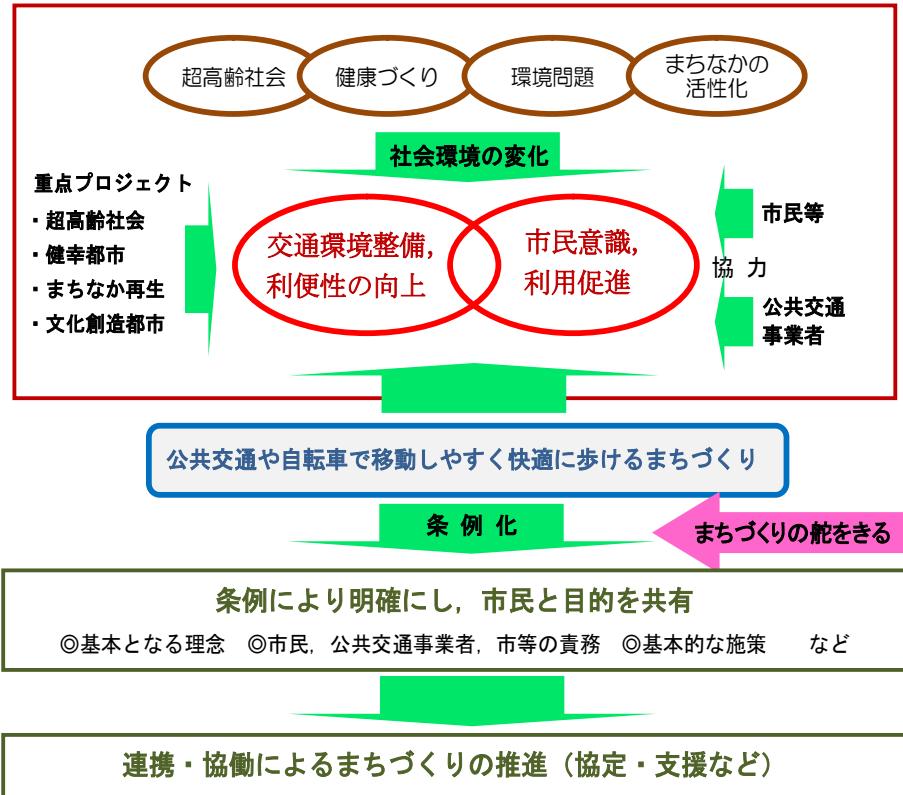


I 移動しやすいまちづくりに向けた条例の制定

1. 条例制定の目的

公共交通や自転車・徒歩が日常生活や社会生活に密接に関わるものであるという認識の下、過度にマイカー利用に依存することなく誰もが移動しやすいまちづくりを目指して、その方向性を明確にし、市民の皆さんと目的を共有するため、「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を平成24年7月に定めました。さらに、本条例に基づき「移動しやすいまちづくり基本計画」を平成27年4月に策定し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

<条例のイメージ図>



II 第3回新潟都市圏パーソントリップ調査（総合都市交通計画）

1. 背景

新潟都市圏では、自動車依存の高まりなどにより朝・夕のピーク時を中心とした道路混雑が緩和されないなど、様々な交通問題が生じています。また、都市をめぐる社会経済状況の変化とともに、交通を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような背景のもと、平成14年度から16年度の3カ年にかけて、国・県・市により「第3回新潟都市圏パーソントリップ調査」を実施し、将来のあるべき都市像を見据えた新たな総合都市交通計画を策定しました。

2. パーソントリップ調査（総合都市交通計画）の概要

(1) 基本方針

都市圏構造の構成要素ごとに、施策の基本方針を示します。

- 広域交通との連携：魅力確保に向けた広域交通の活用
- 都心部の交通：歩行者・公共交通を中心とした交通環境の形成
- 放射方向の交通：公共交通や自動車などによる軸の形成
- 環状方向の交通：道路によるネットワークの強化
- 周辺地区の交通：賑わいの創出

(2) 7つの重点施策

基本方針に沿った施策のうち、特に積極的な取り組みが必要なものを、重点施策として位置づけます。

- 新潟駅の広域交通結節機能の強化
- 空港アクセス機能の強化
- 公共交通の利用促進
- 都心部にふさわしい交通環境の創出
- 幹線道路網の整備促進
- 高速道路の有効活用
- 住民意識の向上促進

<計画対象圏域>



III にいがた都市交通戦略プランの推進

1. 概要

本市の交通政策の基本方針である「にいがた交通戦略プラン」の策定から概ね 10 年が経過するなか、これまでの取り組みの事後評価を行うとともに、JR 新潟駅の高架化を契機とする拠点性の強化、人口減少、少子・超高齢化などの課題に対応するため、「県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち」の実現に向け、新たな「にいがた都市交通戦略プラン」を策定し、5 つの基本方針に基づき取り組みを進めていくこととしました。

2. 経緯

平成 29 年度より、国・県・市・交通事業者などの実務者レベルで構成される「にいがた交通戦略推進会議」と学識経験者・市民団体・経済、産業団体などで構成される「にいがた交通戦略プラン検討委員会」にて協議を行うとともに、市民アンケートやパブリックコメントなども実施しながら、新たな「にいがた都市交通戦略プラン」を令和元年度に策定

3. 戦略プランの内容

- 交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち
- 目標：県都新潟の拠点化を支える交通
安心して暮らすことで選ばれるまちを支える交通
- 5 つの基本方針と視点
 - ・ 多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（都心アクセスの強化）
 - ・ 都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（広域交通との連携強化）
 - ・ まちなかの賑わいを創出する交通戦略（都心部での移動円滑化）
 - ・ 暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（生活交通の確保維持・強化）
 - ・ みんなで築き上げる交通戦略（市民や関係者による協働）

4. 令和 3 年度の主な事業内容（交通分野）

- にいがた都市交通戦略プランの進行管理
- 新バスシステム・BRT の推進
- 区バスの運行や住民バスの運行支援
- 生活交通バリアフリー化の推進（区バスへの小型ノンステップバス車両導入）
- （仮称）上所駅の設置に向けた概略設計
- 高齢者を対象としたおでかけ促進事業「シニア半わり」の実施
- モビリティ・マネジメントの推進 など



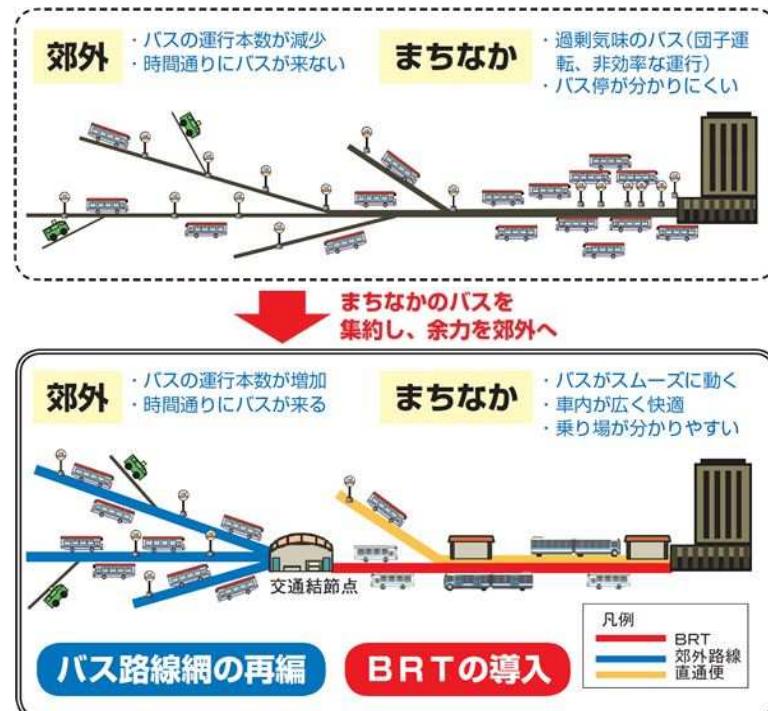
IV 新バスシステム

1. 新バスシステムの概要

新潟市が進めている新バスシステムとは、B R Tの導入と区バスや住民バスなどを含めた全市的なバス路線の再編により、将来にわたってバス路線を維持・拡充していくバス体系のことです。

都市機能が集積している都心部においてB R Tを導入し、過度にマイカーに依存しなくとも快適に移動できる、まちなかにふさわしい質の高い交通環境の実現を図ります。

また、多くのバス路線がまちなかで重複していた区間を、B R Tの導入により集約・効率化し、それにより生じた余力（車両や運転手）を郊外に投資し、郊外路線の増便や路線の新設を含めたバス路線の再編を行うことで、将来にわたって持続可能な公共交通体系を目指します（図－1）。



図－1 新バスシステムのねらい

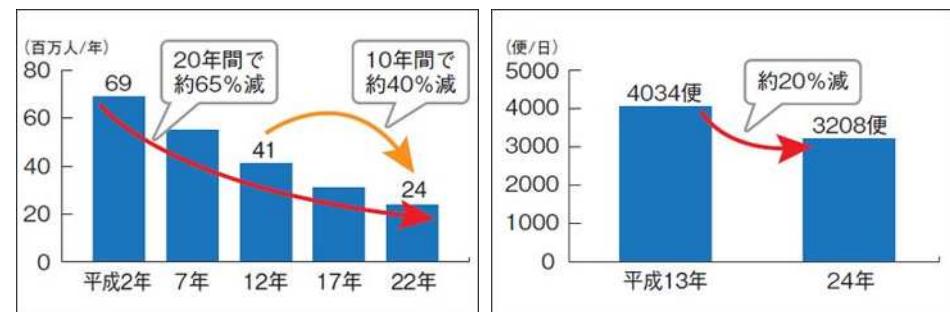
2. バス利用者数の減少に歯止めをかける

新バスシステムを導入した理由の一つは、バス利用者数の減少に歯止めをかけ、持続可能な公共交通体系の実現を図るためです。

マイカー依存度が高い新潟市におけるバス利用者数は、平成 12 年から 22 年までの 10 年間で約 40% の減少、バスの運行便数は平成 13 年から 24 年までで約 20% の減少となっています（図－2）。

このため、超高齢社会の進展により、それまでマイカーで移動してきた人が公共交通に頼らなくてはならなくなったときに、公共交通が利用しづらくなっている恐れがあります。

将来を見据え、今から公共交通を抜本的に改善する必要があります。



図－2 新潟市におけるバス利用者数とバス運行便数の推移

3. 段階的な機能向上

新バスシステムの取り組みの中で、平成 27 年 9 月 5 日に、第 1 期運行区間である新潟駅～青山間に B R T を導入しました。第 2 期として新潟駅から鳥屋野潟南部方面への延伸、さらには県庁方面とを結ぶ大きな環状線「基幹公共交通通軸」の整備に向け段階的に取り組みます。

併せて、地域内の交通とともに、都心へのアクセス交通を充実させ、この環状線につなぐことで、すべての地域の方たちが、都心周辺のさまざまな都市機能、さまざまな施設を利用する際の利便性を向上させます。

4. 経緯

◆平成 14 年度～16 年度

第 3 回新潟都市圏パーソントリップ調査で基幹公共交通軸の形成方針が示される（一般の路線バスよりも高いサービスレベル等）。

◆平成 21 年度

新たな交通システム導入検討調査の実施。

- ・検討システム：B R T、L R T、小型モノレール

◆平成 22 年 8 月～平成 23 年 5 月

有識者、関係者などからなる「新潟市新たな交通システム導入検討委員会」を設置。同委員会より、B R T、L R T、小型モノレールを導入効果や事業規模、事業環境等の視点から比較した結果、B R T を早期導入すべきとの提言書が提出された。

◆平成 24 年 2 月

新たな交通システム導入基本方針を公表。「新潟駅～白山駅間を第 1 期導入区間として B R T を早期に導入し、将来的に L R T への移行を判断」。

◆平成 24 年 9 月～平成 25 年 1 月

「新潟市 B R T 第 1 期導入区間運行事業者審査委員会」を設置し、新潟交通㈱が運行予定事業者としての適格性を有するとした結果を市長へ報告。

◆平成 25 年 2 月

新潟市 B R T 第 1 期導入計画の公表。都心軸における B R T 導入と全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能な「新バスシステム」の実現を目指す。

— B R T 第 1 期導入計画の概要 —

- 新潟交通㈱の提案を踏まえ、青山地区までの延伸を検討する。
- 新バスシステム運用開始時点では、連節バス 4 台と一般バスを組み合わせ、走行空間については既存のバスレーン・規制による暫定型で運行し、段階的に機能強化を図る。
- 導入効果の確認を行ったうえで連節バスを増やすとともに、段階的にバス路線再編・交通結節点整備を進めていく。
- 現地での検証を行いながら、開業 5 年後（平成 31 年度ごろ）を目指し、新潟駅～古町間での専用走行路の設置を目指す。

◆平成 25 年 4 月

新潟交通㈱と基本協定を締結。

◆平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

新バスシステム導入に向け、新潟交通㈱と共に沿線コミ協や各区を対象に 3 巡に渡り説明会を開催したほか、自治会単位での勉強会も含め 119 回の説明を行い、延べ 5,048 名が参加。

◆平成 25 年 12 月

市議会 12 月定例会において、連節バス 4 台の製造に関する契約議案が可決。

◆平成 26 年 4 月

新バスシステムの第 1 期導入区間運行開始に向けて、新潟交通㈱と運行事業協定を締結。

◆平成 26 年 4 月～

交通結節点、情報案内システム、B R T 駅などのインフラ整備に着手。

◆平成 26 年 9 月

新潟交通㈱と新バスシステム事業の運行事業協定に関する細目協定を締結。

◆平成 27 年度

○交通結節点、情報案内システムなどインフラ整備。

○連節バスの愛称を公募により「ツインくる」に決定。

○新バスシステム運行開始（9/5）。

○（運行開始前）新バスシステム事業評価委員会を設置し、新バスシステムの事業効果検証を行う体制を構築。

○（運行開始後）第 1 期導入区間の更なる機能向上に向け、運行状況などの検証、評価。

◆平成 28 年度

○専用走行路の設置に向けた路上バス停設置に係る社会実験を、駅前通りバス停にて実施（11/5～11/13）。

○新潟交通㈱新潟西部営業所構内において B R T 連節バス整備棟を整備。

○市役所ターミナルや情報案内システムなど施設の高機能化によるバス利便環境の向上。

◆平成 29 年度

- 新潟駅周辺の道路や高架下交通広場の供用時期、沿線の土地利用の動向などを見据えて、走行環境確保の方向性などを検討。
- 青山結節点の機能向上を行うための整備プラン検討。
- 戦略的 P R 活動の実施。

◆平成 30 年度

- 新潟駅周辺の道路や高架下交通広場の供用時期、沿線の土地利用の動向などを見据えて、走行環境確保の方向性などを検討。
- 青山結節点の機能強化のためのバス待合室を設置。
- 戦略的 P R 活動の実施。

◆令和元年度

- バス利用者へのアンケートを実施し、新バスシステム・B R T の総括を公表。
- まちづくり×バス交通推進チームを発足。
- 新潟交通との運行事業協定を延長。
- 戦略的 P R 活動の実施。

◆令和 2 年度

- 新潟交通との運行事業協定の再延長及び確認書の締結。
- 令和 4 年度までの改善の取り組みを公表。
- 改善の取り組みのうちコロナ対策に資するものを補正予算措置。
- 乗り換え検索サイトの多言語化等機能向上を実施。
- 戦略的 P R 活動の実施。

5. 「ツインくる」試乗会、展示会の実施

新バスシステム事業への市民理解の拡大及び事業推進に向けた機運醸成を図ることを目的として、各地域において開催されるイベント等で、「ツインくる」試乗会等を実施。

◆平成 27 年度

中央区、江南区において、「ツインくる」の機能や乗り心地を体験する試乗会を開催。延べ 1,585 人が参加。

◆平成 28 年度

北区、江南区、南区で開催されたイベントにおいて、車両内部を見学できる「ツインくる」展示会を実施。延べ約 3,150 人が参加。

◆平成 29 年度

西区、中央区、江南区、南区で開催されたイベントにおいて、公共交通利用促進を図るため「ツインくる」の展示や周知を実施。延べ約 6,880 人が参加。

◆平成 30 年度

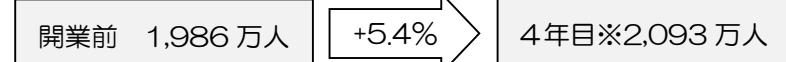
東区、中央区、江南区、西蒲区で開催されたイベントにおいて、公共交通利用促進を図るため「ツインくる」の展示や周知を実施。延べ約 6,250 人が参加。

6. 新バスシステム開業による効果

- 郊外線で平日 1 日当たり約 450 本の増便。
(H24 新潟交通提案時点と H27. 9. 5 開業時点との比較)
- 萬代橋断面のバス運行本数：約 2,000 本⇒約 1,100 本に集約。(〃)
- バス利用者数について、前年比で開業 1 年目は約 0.8%、開業 2 年目は約 2.5%、開業 3 年目は約 2.3%増加し、開業前以上の利用者数を維持している。開業 4 年目は前年比で減少したものの、開業前と比較し 5.4% 増加した(図 - 3)。

【開業前と 4 年目の比較】

開業前データが無い 8 号線（大野白根線、味方線）を除いて比較



※乗換によるダブルカウントの補正あり

図-3 新バスシステム開業前後の利用者数（新潟交通㈱提供データを基に作成）

7. 今後の目標スケジュール

◆令和 3 年度

新バスシステムの改善に向けた検討及び取り組み。

◆令和 4 年度頃

新潟駅高架下交通広場の完成による南北一体化を見据えた検討及び取り組み。

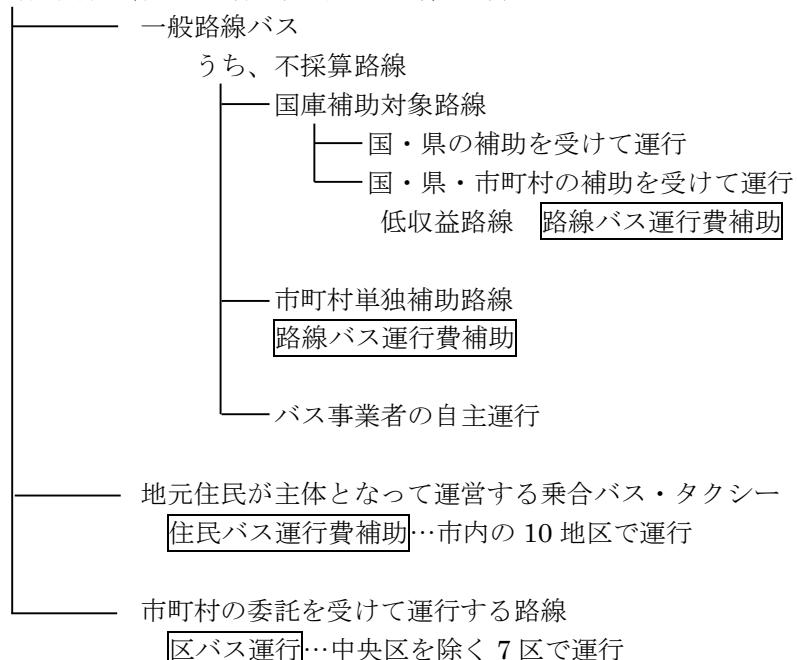
V 生活交通確保維持・強化事業

1. 背景

- (1)バス利用者の減少
- (2)運輸政策審議会自動車交通部会答申（平成 11 年 4 月）
「乗合バス事業に関して地方公共団体がより主体的に関与する
ことが適当」
- (3)道路運送法の改正（平成 14 年 2 月）
不採算路線からの撤退が許可制から届出制へ変更
- (4)バス交通に対する国・県補助制度の改正
(平成 14 年 10 月以降の運行)
生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行維持
- (5)道路運送法の改正（平成 18 年 10 月）
バス事業に係る規制の緩和

2. 路線バスの種類

■一般乗合旅客運送事業（道路運送法第 4 条）

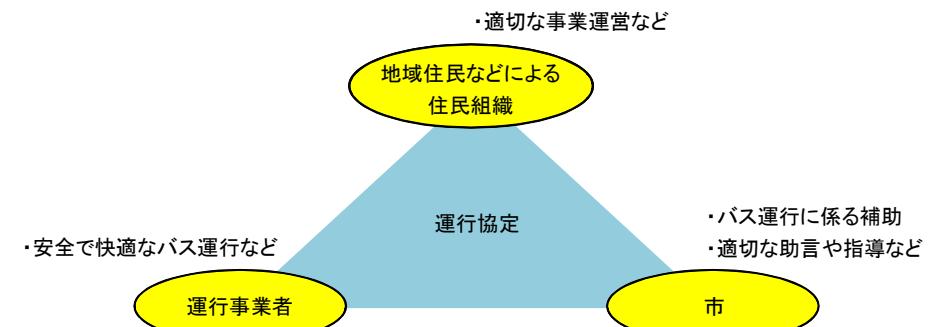


3. 住民バス運行費補助について

(1) 事業概要

バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地域において、
地域住民が主体となり運営する乗合事業に対し運行費の一部補助を行い、
必要最低限の生活交通を確保します。

住民組織が主体となったバス運行のイメージ図（例）



(2) 補助基準

運行日：通年（平日・土休日運行）

運行便数：70 便／週（10 便／日）

上記条件で算出した運行経費の一部を補助

（人口密度など地域の特性に応じて補助率の上限を 70%～85%に設定）

(3) 住民バス実施地区（市内 10 地区で運行中）

平成 17 年 4 月～ 赤塚・みずき野・四ツ郷屋地区

10 月～ 島見町・太郎代地区

大江山地区、両川地区

内野上新町地区

11 月～ 亀田茅野山・早通地区

新潟島下町地区

坂井輪地区

平成 22 年 4 月～ 陽光・松浜・濁川地区、月潟地区

11 月～ 横越地区

平成 31 年 3 月～ 坂井輪地区が西区バスに移行

4. 区バス運行事業について

(1) 事業概要

区役所への移動や、区内の生活拠点を結ぶなど、新たに生じた住民ニーズに対応すること等を目的に、地域のまちづくりと連携して、区が主体となり運行しています。

(2) 各地区的運行内容

区	北 区	東 区		江南区	秋葉区
運行概要	系統名	太郎代浜ルート	河渡ルート	松崎ルート	アスパーク市民病院ルート 新津駅小須戸循環ルート
	コース	太郎代浜～北区役所・文化会館前	山の下庄舎前～じんさい池～河度ショピングセンター～下木戸～新潟駅南口	東区役所～フレスボ赤道～臨港病院～桑名病院～松崎～粟山～木戸病院～東区役所	アスパーク亀田～亀田駅～区役所～曾野木～市民病院 新津駅西口～区役所～新津美術館～区役所～秋葉区文化会館～新津駅東口
	距離(km)	2.9～18.4	9.9	20.4	3.4～20.6 27.8(西口行) 28.1(東口行)
	運行車両 (運転手を除く定員/座席数)	ジャンボタクシー (定員9/座席9)	中型バス (定員59/座席22)	小型バス (定員42/座席19) × 2台	小型バス (定員41/座席19) 小型バス (定員35/座席11)
	運行便数 (便/日)	平日12便 (冬季期間平日15便)	平日12便 土休日8便	平日11便 土休日5便	平日16便 土曜16便、休日15便 毎日7便

区	南 区					
運行概要	系統名	北部ルート	大鷲ルート	白根・さつき野駅ルート	東部ルート 新飯田・茨曽根ルート 庄瀬ルート	
	コース	白根～中鷲の木～鷲巣	白根～東笠巻～中鷲の木～大鷲～下赤沢	白根～根岸～大通～鷲巣～大鷲～さつき野駅	新飯田～茨曽根～庄瀬～上野駅 上新田～茨曽根～白根 免新田～庄瀬～白根	
	距離(km)	3.1～21.1	22.9～23.3	18.1～24.5	14.0～14.3 15.3～15.5 17.7～17.9	
	運行車両 (運転手を除く定員/座席数)	小型バス(定員35/座席11) × 2台 小型バス(定員34/座席16)				
	運行便数 (便/日)	平日4便	平日2便	平日4便	平日2便 平日2便	平日2便

区	南 区	西 区		西蒲区
運行概要	系統名	まちなか循環ルート	中野小屋ルート (W43)	坂井輪ルート 中之口ルート
	コース	白根学習館～南区役所～白根高校前～白根学習館	横尾～赤塚駅前	渋生会病院～区役所～小針駅前～新大通団地
	距離(km)	7.0	8.4	16.8～19.3 5.4～23.6
	運行車両 (運転手を除く定員/座席数)	小型バス (定員28/座席10)	※路線バス車両 (定員35/座席11) × 2台	小型バス (定員35/座席11)
	運行便数 (便/日)	平日7便	平日10便	平日12便 土休日10便

[小型ノンステップバス]



5. 生活交通バリアフリー化推進事業について

誰もが安心、安全、快適に公共交通を利用できるよう、バス利用環境の整備として、区バスへの小型ノンステップバス車両の導入を推進します。

VI 交通バリアフリーの推進

1. バリアフリー新法

高齢者、身体障がい者や妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、平成12年11月に交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)が施行され、本市においても交通バリアフリー基本構想を策定しました。

交通バリアフリー法の施行後、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進することを目的として、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充したバリアフリー新法(高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が平成18年12月に施行されました。

2. 取り組み方針

バリアフリー新法の基本方針に基づき、公共交通事業者と協力し、1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の鉄道駅などの旅客施設における段差解消やバス車両のノンステップ化、バス停へのバリアレス縁石の導入などのバリアフリー化を推進しています。

3. 取り組み事例

[鉄道駅のバリアフリー化推進]



JR 越後線小針駅
(H30 改札内エレベーター整備)

[バリアレス縁石の導入]



秋葉区役所前バス停留所
(H28 バリアレス縁石設置)

1. 概要

羽越本線沿線地域の恵まれた資源を有効活用するとともに、均衡ある国土形成のため、羽越本線及び白新線の複線化・高速化の推進を図るとともに新幹線の建設促進を図ることを目的とし、活動を行っています。

2. 主な活動

山形県庄内地区（会長：鶴岡市長）・秋田地区（会長：由利本荘市長）の同盟会とともに、促進大会やシンポジウムの開催を通じ、羽越本線高速化・新幹線整備に向けた機運の醸成を図り、国及び鉄道事業者に対する要望活動を実施しています。

3. 活動の方向性

- 在来線の高速化の実現に向け、以下のことについて重点的に促進します。
- 羽越本線の路線改良、複線化の推進などによる高速化の促進
- 防風柵の設置、気象観測体制の強化などによる安全性の向上、安定輸送の確保
- 新潟駅における新幹線と白新線・羽越本線の同一ホームを活かした更なる接続改善
- 羽越新幹線を整備計画路線に格上げするための法定調査の開始



港湾空港課



新潟港（西港区）



新潟港（東港区）



新潟空港

港 湾

1 新潟港の沿革

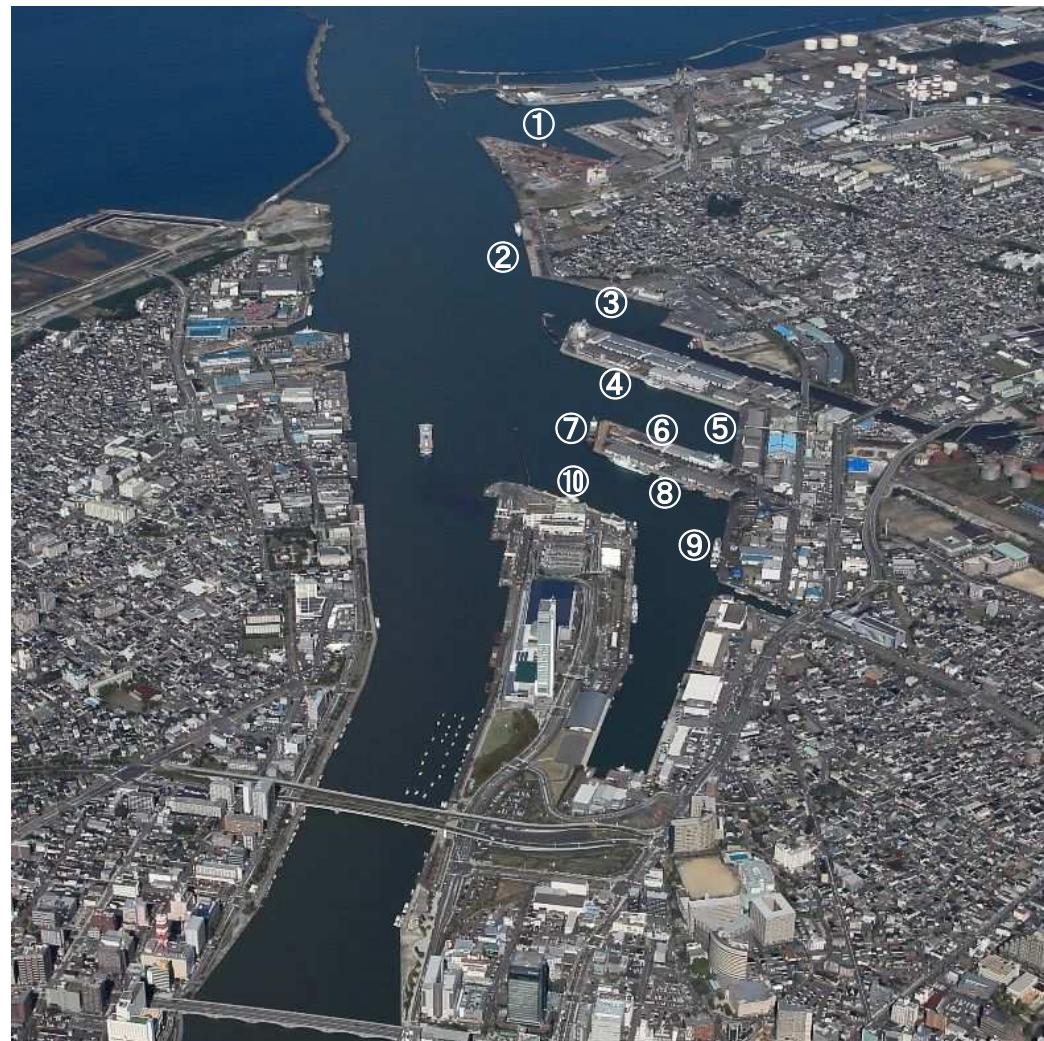
元和2年（1616年）長岡城主堀直寄によって港町としての基礎が築かれる
 寛文11年（1671年）河村瑞賢により西廻り航路の寄港地に指定
 明治元年（1868年）新潟港が五港（函館・新潟・神奈川・兵庫・長崎）の一つとして開港
 明治29年（1896年）西突堤の建設工事開始
 明治42年（1909年）大河津分水事業の工事開始（1922年通水）
 大正4年（1915年）市営により県営ふ頭地区の修築工事開始（1926年完成）
 大正12年（1923年）新潟臨港会社により臨港ふ頭地区の築港工事開始（1926年完成）
 昭和4年（1929年）日満航路開始 対岸貿易の門戸として栄える
 昭和26年（1951年）重要港湾に指定
 昭和27年（1952年）航行安全宣言
 昭和30年（1955年）海岸決壊 地盤沈下が激しくなる
 昭和38年（1963年）東港区建設工事が太郎代地区において開始
 昭和39年（1964年）関屋分水路事業の工事開始
 新潟地震発生 港湾施設も壊滅的被害をこうむる
 昭和42年（1967年）特定重要港湾に指定
 昭和44年（1969年）東港区開港
 昭和47年（1972年）関屋分水路通水
 昭和55年（1980年）外航コンテナ船就航（トランシベリアコンテナ航路）
 昭和56年（1981年）万代島ふ頭 旅客上屋等が完成・供用開始
 昭和58年（1983年）東港区LNGバース供用開始
 昭和59年（1984年）東港区重量物荷役機械（ガントリークレーン）供用開始
 内航コンテナ定期航路（日本海ライン）就航
 昭和61年（1986年）新潟港港湾計画改訂（6月）
 昭和62年（1987年）東港区コンテナヤードの上屋が完成・供用開始
 昭和63年（1988年）東港区東ふ頭に-14m岸壁が完成
 台湾、香港、韓国を結ぶ東南アジアコンテナ航路開設
 韓国釜山港との間に釜山航路開設
 平成2年（1990年）東港区中央ふ頭に-13m岸壁が完成・供用開始
 平成4年（1992年）新潟港とウラジオストク港の間で姉妹港協定締結
 平成5年（1993年）新潟～ウラジオストク客船航路開設
 平成6年（1994年）新潟ポートセンターが東港区に完成
 平成7年（1995年）大連、天津、上海を結ぶ中国航路開設
 日本海側唯一の中核国際港湾として位置づけられる
 東港区西ふ頭にガントリークレーン2号機完成

平成8年（1996年）新潟港が国から輸入促進地域（FAZ）の指定を受ける（3月）
 新潟港と大連港の間で友好港協定締結（6月）
 東港区西ふ頭に国際海上コンテナーミナルが供用開始（暫定-12mで供用 9月）
 東港区西ふ頭にガントリークレーン3号機完成
 平成9年（1997年）新潟東港コンテナーミナル管理棟完成（11月）
 平成10年（1998年）東港区西ふ頭地区にFAZ施設の定温薰蒸庫と定温庫が供用開始（4月）
 平成11年（1999年）北朝鮮、韓国、新潟を結ぶ北東アジア航路開設（8月）
 平成12年（2000年）新潟港港湾計画改訂（7月）
 「新潟みなとトンネル」貫通（8月）
 平成14年（2002年）「新潟みなとトンネル」、「柳都大橋」供用開始（5月）
 平成15年（2003年）万代島地区に「朱鷺メッセ（コンベンション複合施設）」が開業（5月）
 平成16年（2004年）東港区に大型エックス線検査装置を配備（3月）
 東港区西ふ頭にガントリークレーン4号機完成
 平成17年（2005年）「新潟みなとトンネル」全線開通（7月）
 「市道中央3-176号線（海岸道路）」開通（7月）
 平成18年（2006年）東港区ガントリークレーン強風により倒壊（11月）
 平成19年（2007年）東港区臨港地区指定（3月）
 平成20年（2008年）東港区ガントリークレーン5号機供用開始（5月）
 平成22年（2010年）万代島地区に市民市場「ピア Bandai」開業（10月）
 平成23年（2011年）特定重要港湾から国際拠点港湾に変更（4月）
 東港区西ふ頭4号岸壁の一部を供用開始（5月）
 日本海側拠点港（総合的拠点港、国際海上コンテナ、LNG部門）
 に選定（11月）※LNG部門は直江津港と連名）
 平成24年（2012年）PORT OF THE YEAR 2011（特別賞）に選定される（1月）
 東港区西ふ頭4号岸壁全面供用開始（6月）
 平成26年（2014年）新潟港コンテナーミナルの運営を民営化（4月）
 平成27年（2015年）新潟港港湾計画改訂（3月）
 西港区に信濃川右岸緑地（万代テラス）が完成・供用開始（5月）
 平成28年（2016年）東港区南ふ頭を大型客船受入可能に改修
 平成29年（2017年）東港区西ふ頭にガントリークレーン6号機供用開始（7月）
 平成30年（2018年）万代島地区に万代島多目的広場の屋内広場が完成・供用開始（3月）
 平成31年（2019年）西港区開港150年。東港区開港50年。
 令和元年（2019年）東港区西ふ頭にガントリークレーン7号機供用開始。

2 港 湾 施 設

港図-1

新潟港西港区

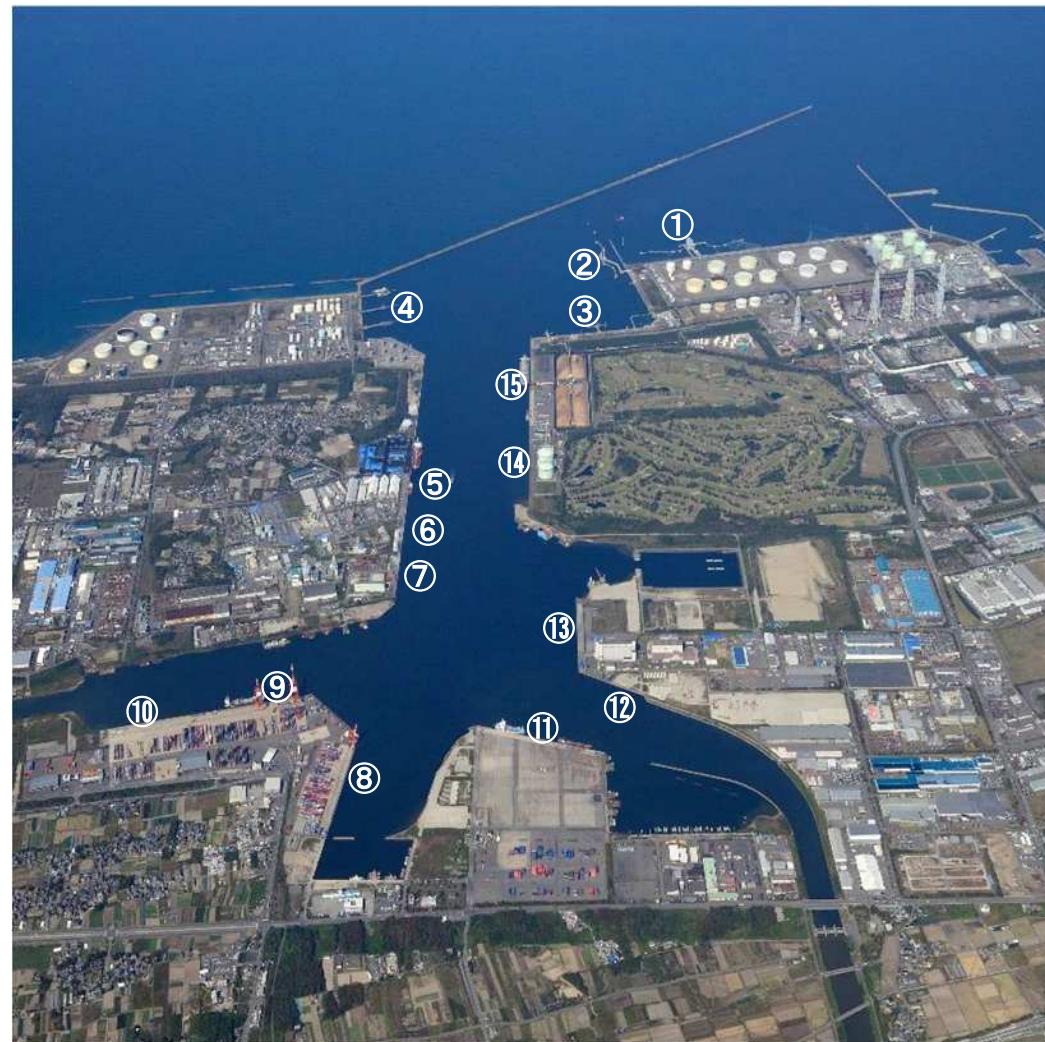


港表-1 主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	臨港ふ頭(民営)	1,550	4.0～11.0	8
②	山の下ふ頭 北側岸壁	330	9.0	2
③	山の下ふ頭 南側岸壁	260	7.5	2
④	北ふ頭1・2号岸壁	427	7.5～9.5	3
⑤	東ふ頭岸壁	231	7.5	2
⑥	中央ふ頭 北側岸壁	294	9.5	2
⑦	中央ふ頭 先端岸壁	137	7.5	1
⑧	中央ふ頭 南側岸壁	307	7.5	2
⑨	南ふ頭岸壁	288	7.5	2
⑩	万代島ふ頭	1,331	3.5～7.5	9

港図-2

新潟港東港区



港表-2

主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	新潟LNGバース(民営)	ドルフィン	14	1
②	東3号 さん橋	ドルフィン	13	1
③	東1号 さん橋	ドルフィン	13	1
④	西1号～3号 さん橋	776	7.5	6
⑤	中央ふ頭 岸壁	232	13	1
⑥	全農グリーンリソース 1号～2号岸壁(民営)	260 197	13 7.0	1 2
⑦	日本製鉄バース岸壁(民営)	250	7.5	2
⑧	西ふ頭 1号～2号岸壁	130 185	7.5 10	1 1
⑨	西ふ頭 3号岸壁	350	12	1
⑩	西ふ頭 4号岸壁	250	12	1
⑪	南ふ頭 木材1号～2号岸壁	370	10	2
⑫	全農サイロバース(民営)	100	6	1
⑬	東ふ頭 1号岸壁	280	14	1
⑭	日石ガスAバース(民営)	150	6	1
⑮	中央ふ頭 東1号～2号岸壁	520	13	2

「写真提供:国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所」

3 新潟港コンテナ航路

港表-3

※2021年4月5日現在

船社名	配船日	寄港地						
		日	月	火	水	木	金	土
韓国航路								
シノコー(シノコー成本) R3.2	週1便 (火)	釜山新港	金沢	新潟	舞鶴	境港		釜山 釜山新港
シノコー(シノコー成本) R3.2	週1便 (木)	釜山 釜山新港		富山	直江津	新潟	秋田	酒田
		釜山 釜山新港				釜山新港	釜山	
		仙台	八戸	苦小牧				釜山
Xプレスフィーダーズ(ヘスコ・エージェンシーズ) H30.9	週1便 (日)	新潟	富山	金沢	金沢	釜山新港	釜山新港	
中国・韓国航路								
南星海運(南星海運ジャパン) 高麗海運(高麗海運ジャパン) H13.5(R3.3改編)	週1便 (金)	青島	青島	釜山		金沢	新潟	函館
		苦小牧		仙台	常陸那珂		ひびき 釜山新港	釜山新港
		釜山新港	釜山新港	釜山	光陽		天津新港	天津新港
天敬海運(CKマリタイム) H.19.10(H29.7改編) 高麗海運(高麗海運ジャパン) H.25.7(H29.7改編)	週1便 (土)	大連			浦項 釜山	釜山		新潟
		富山	直江津		蔚山 釜山 釜山新港			天津新港
高麗海運(高麗海運ジャパン) 汎州海運(アジアカーゴサービス) H25.7(H29.7改編)	週1便 (木)	釜山新港		新潟	富山	金沢	敦賀 (PANCONのみ)	蔚山 釜山
			光陽	寧波	上海			釜山
高麗海運(高麗海運ジャパン) 南星海運(南星海運ジャパン) R3.3	週1便 (木)		釜山	釜山		新潟	秋田	苦小牧
			釜石	仙台		小名浜		伊万里
		釜山		光陽	光陽	青島	青島	大連
高麗海運(高麗海運ジャパン) 南星海運(南星海運ジャパン) R3.3	週1便 (火)		新潟	金沢	境港		釜山	釜山 蔚山
		蔚山 光陽	光陽	寧波	寧波	上海		釜山
		釜山		小名浜	仙台	苦小牧	石狩	石狩
中国航路								
神原汽船 H7.5(H27.11改編)	週1便 (月)		新潟	富山		小樽		舞鶴
				大連	青島		上海	

4 港 湾 統 計

港表－4

年 次	合 計		外航船		内航船	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
平成24年	9,363	46,133	1,180	19,200	8,183	26,933
平成25年	9,566	45,512	1,152	18,348	8,414	27,164
平成26年	9,250	44,957	1,160	18,485	8,090	26,471
平成27年	9,253	49,681	1,163	17,798	8,090	31,883
平成28年	9,397	49,246	1,033	16,421	8,364	32,824
平成29年	8,614	41,744	976	15,979	7,638	25,765
平成30年	8,351	40,924	881	15,387	7,470	25,537
令和元年	8,481	42,185	869	15,237	7,612	26,948

港表－5 外航船国籍別入港船舶（令和元年）

国 稷	隻数(隻)	総トン数(千トン)
日本	26	1,107
パナマ	295	4,256
韓国	137	1,010
マーシャル諸島	80	1,348
シンガポール	75	760
トーゴ	43	74
中国(ホンコン)	49	481
その他	164	6,201
合計	869	15,237

港表－6

船 舶 乘 降 人 員 (令和元年)

(単位：人)

年次	合 計			外国航路			内国航路		
	合 計	乗 船	降 船	合 計	乗 船	降 船	合 計	乗 船	降 船
平成24年	1,434,085	723,762	710,323	719	697	22	1,433,366	723,065	710,301
平成25年	1,412,765	711,776	700,989	498	237	261	1,412,267	711,539	700,728
平成26年	1,387,168	698,878	688,290	487	246	241	1,386,681	698,632	688,049
平成27年	1,340,032	672,256	667,776	482	249	233	1,339,550	672,007	667,543
平成28年	1,319,887	662,992	656,895	4,148	2,077	2,071	1,315,739	660,915	654,824
平成29年	1,324,067	664,181	659,886	381	227	154	1,323,686	663,954	659,732
平成30年	1,330,708	666,539	664,169	1,029	440	589	1,329,679	666,099	663,580
令和元年	1,322,720	662,067	660,653	359	242	117	1,322,361	661,825	660,536

港表－7

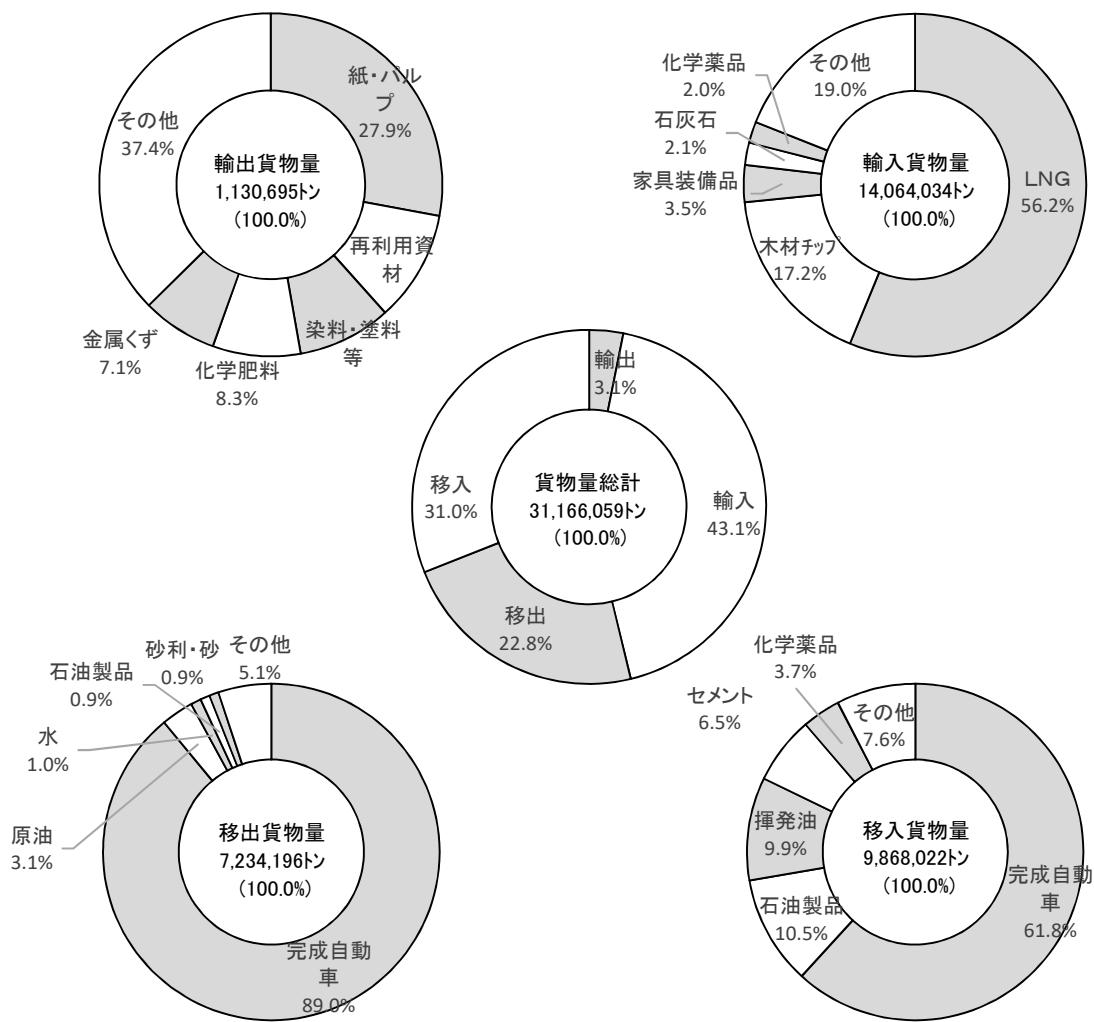
出 入 貨 物 取 扱 量 (令和元年)

(単位：千フレート・トン)

年 次	合 計			外国貿易			内国貿易		
	合 計	輸移出	輸移入	合 計	輸出	輸入	合 計	移出	移入
平成24年	34,672	7,842	26,830	19,103	1,174	17,929	15,569	6,668	8,901
平成25年	33,480	8,113	25,367	17,783	1,339	16,444	15,698	6,775	8,923
平成26年	32,948	7,662	25,286	17,922	1,189	16,733	15,026	6,473	8,553
平成27年	32,202	7,967	24,235	17,037	1,151	15,886	15,165	6,816	8,349
平成28年	30,367	8,037	22,330	15,069	1,020	14,049	15,298	7,017	8,281
平成29年	31,166	8,144	23,022	15,034	1,089	13,945	16,132	7,056	9,077
平成30年	32,297	8,365	23,932	15,195	1,131	14,064	17,102	7,234	9,868
令和元年	31,769	8,240	23,529	14,696	1,000	13,696	17,072	7,239	9,833

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表－8 出入貨物構成（令和元年）



港表－9

輸出貨物仕向国別表（令和元年）

(単位：フレート・トン)

仕向国	貨物量
韓国	371,047
中国	156,992
台湾	92,506
タイ	69,812
マレーシア	64,380
ベトナム	58,988
インド	35,397
その他	151,358
合計	1,000,480

港表－10

輸入貨物仕出国別表（令和元年）

(単位：フレート・トン)

仕出国	貨物量
マレーシア	2,261,618
オーストラリア	2,091,212
ロシア	1,875,012
中国	1,347,397
チリ	765,836
韓国	663,012
アメリカ	602,763
その他	4,088,938
合計	13,695,788

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表－1 1

外貿コンテナ貨物量（航路別）（令和元年）

(単位：フレート・トン)

年 次	合 計			東南アジア航路			韓国航路			中国航路			ロシア航路		
	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入
平成24年	2,636,943	745,591	1,891,352	28,003	8,275	19,728	947,141	354,090	593,051	1,661,745	383,205	1,278,540	54	21	33
平成25年	2,842,050	942,666	1,899,384	0	0	0	847,073	351,636	495,437	1,994,977	591,030	1,403,947	0	0	0
平成26年	2,730,866	818,811	1,912,055	0	0	0	764,692	321,320	443,372	1,966,174	497,491	1,468,683	0	0	0
平成27年	2,688,616	861,773	1,826,843	0	0	0	790,335	356,407	433,928	1,898,281	505,366	1,392,915	0	0	0
平成28年	2,467,865	753,391	1,714,474	0	0	0	808,072	316,939	491,133	1,659,793	436,452	1,223,341	0	0	0
平成29年	2,552,297	746,381	1,805,916	0	0	0	655,465	274,953	380,512	1,896,832	471,428	1,425,404	0	0	0
平成30年	2,647,596	807,882	1,839,714	0	0	0	758,895	287,847	471,048	1,888,701	520,035	1,368,666	0	0	0
令和元年	2,795,630	776,388	2,019,242	0	0	0	1,206,159	368,470	837,689	1,589,471	407,918	1,181,553	0	0	0

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表－1 2

外貿実入りコンテナ取扱個数（航路別）（令和元年）

(単位：TEU)

年 次	合 計			東南アジア航路			韓国航路			中国航路			ロシア航路		
	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入
平成24年	124,683	39,785	84,898	1,227	386	841	46,379	18,921	27,458	77,069	20,475	56,594	8	3	5
平成25年	136,097	50,296	85,801	0	0	0	42,390	19,354	23,036	93,707	30,942	62,765	0	0	0
平成26年	129,129	43,483	85,646	0	0	0	37,303	17,155	20,148	91,826	26,328	65,498	0	0	0
平成27年	121,933	43,283	78,650	0	0	0	34,736	16,036	18,700	87,197	27,247	59,950	0	0	0
平成28年	118,340	40,994	77,346	0	0	0	40,486	17,262	23,224	77,854	23,732	54,122	0	0	0
平成29年	122,629	40,398	82,231	0	0	0	33,637	14,872	18,765	88,992	25,526	63,466	0	0	0
平成30年	129,609	45,803	83,806	0	0	0	38,631	16,118	22,513	90,978	29,685	61,293	0	0	0
令和元年	128,256	39,225	89,031	0	0	0	58,344	20,288	38,056	69,912	18,937	50,975	0	0	0

※TEU：20フィートコンテナ（長さ約6m）に換算して表されるコンテナ取扱個数の単位

5 新潟空港航空路線の経緯

- 昭和33. 3. 新潟空港、米国空軍の接取解除となり日本政府に返還
 33. 6. 新潟－東京間定期路線開設(全日本空輸、40年12月日本国内航空に委譲)
 33. 8. 新潟－佐渡間不定期路線開設(富士航空)
 39. 6. 新潟－札幌間及び大阪間定期路線開設(日本国内航空)
 42. 6. 小松－新潟－丘朱間定期路線開設(全日本空輸)
 47. 11. 1 新潟空港ターミナルビル新築
 48. 6. 15 新潟－ハバロフスク間定期路線開設(日本航空 1便/週、エアロフロー 1便/週)
 国内定期路線(札幌、東京線)にジェット旅客機就航
 49. 8. 10 新潟－佐渡間定期路線開設(日本近距離航空)
 51. 9. 1 新潟－大阪線 3便/日
 52. 6. 1 新潟－札幌線 夏季 2便/日
 52. 7. 1 新潟－名古屋間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)
 52. 10. 1 新潟－大坂線にジェット便1便就航
 54. 3. 1 小松－新潟－丘朱間定期路線休止(全日本空輸)
 54. 12. 12 新潟－ソウル間定期路線開設(日本航空 1便/週、大韓国航空 2便/週)
 54. 12. 26 新潟－仙台間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)
 55. 9. 30 新潟－佐渡間定期路線廃止(日本近距離航空)
 55. 10. 1 新潟－佐渡間不定期路線運航(新中央航空)
 56. 7. 1 新潟－福岡間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)
 56. 12. 新潟空港B滑走路2,000mに延長供用開始
 57. 11. 15 上越新幹線開通(新潟－東京等に影響でる)
 58. 9. 1 新潟－東京間定期路線休止、昭和61年9月廃止(東亜国内航空)
 59. 3. 1 新潟－大阪線 4便/日
 62. 2. 1 新潟－福岡間定期路線休止(全日本空輸)
 62. 3. 1 新潟－名古屋線 2便/日
 62. 9. 1 新潟－大阪線 5便/日
 63. 2. 新潟－ソウル線 大韓航空 3便/週
 63. 6. 新潟－ハバロフスク線 アエロフロー 2便/週
 平成 2. 8. 24 新潟空港拡張整備(B滑走路2,500m延長)工事着工
 2. 10. 15 新潟－ハバロフスク貨物便 3便/週
 2. 11. 3 新潟－ソウル線 大韓航空 4便/週(日航とあわせ 5便/週に)
 3. 1. 24 新潟空港ターミナルビル国際線専用施設完成
 3. 4. 6 新潟－ハバロフスク、エアロフロー 3便/週(日航とあわせ 4便/週に)
 3. 6. 12 新潟－イルクーツク間定期路線開設(エアロフロー 1便/週)
 3. 7. 20 新潟－大阪線 夏季ジェット便 4便/日
 4. 3. 1 新潟－仙台間定期路線休止(全日本空輸)
 4. 11. 20 新潟－福岡間定期路線再開(全日本空輸 1便/日)
 5. 4. 1 新潟－ウラジオストク間定期路線開設(エアロフロー 2便/週)
 5. 11. 1 新潟－小松－ソウル線休止(日本航空)(大韓航空 4便/週に)
 6. 3. 1 新潟－広島間コムьюーターライン開設(J-AIR 1便/日)
 6. 3. 31 新潟－佐渡間不定期路線廃止(新中央航空)
 6. 9. 4 新潟－関西国際空港間定期路線開設(日本エアシステム 2便/日)
 7. 2. 3 新潟－小松コムьюーターライン開設(J-AIR 3便/日)
 7. 11. 1 新潟－沖縄間定期路線開設(全日本空輸 1便/日 季節運航3月迄)
 8. 3. 28 新潟空港B滑走路2,500mに延長供用開始
 8. 3. 31 新潟－ハバロフスク線廃止(日本航空)
 8. 4. 1 新潟－函館間定期路線開設(全日本空輸 1便/日 季節運航10月迄)
 8. 4. 27 新潟－佐渡間コムьюーターライン開設(旭伸航空 4便/日)
 8. 6. 2 新潟－女満別間定期路線開設(日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄)
 8. 7. 11 新潟空港新ターミナルビル開業
 新潟空港運用時間13時間化(7:30～20:30)
 8. 7. 19 新潟－札幌間定期路線開設(日本航空 1便/日, 11/1～4/30 4便/週)
8. 10. 1 新潟－関西国際空港間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)
 8. 10. 31 新潟－小松間コムьюーターライン休止
 8. 11. 1 新潟－仙台間コムьюーターライン開設(J-AIR 2便/日)
 9. 7. 6 新潟－グアム定期チャーター便就航
 (コンチネンタルミクロネシア航空 7/6～9/24 2便/週)
 9. 11. 4 新潟－西安定期チャーター便就航(中国西北航空 11/4～11/21 2便/週)
 9. 11. 24 新潟－札幌間定期路線休止(日本航空)
 9. 12. 27 新潟－花巻間コムьюーターライン開設(J-AIR 1便/日)
 10. 3. 21 新潟－上海/西安間定期路線開設(中国西北航空 2便/週)
 10. 6. 1 新潟－ハルビン間定期路線開設(中国北方航空 1便/週)
 新潟－函館間定期路線休止(全日本空輸)
 10. 7. 2 新潟－グアム間定期路線開設(コンチネンタルミクロネシア航空 2便/週)
 10. 7. 5 新潟－ウラジオストク線就航(ウラジオストク航空 2便/週)
 10. 7. 17 新潟－仙台間コムьюーターライン休止(J-AIR)
 新潟－名古屋間コムьюーターライン開設(J-AIR 1便/日)
 10. 8. 17 新潟－ハルビン線 2便/週
 10. 12. 1 新潟－関西国際空港間定期路線休止(全日本空輸)
 新潟－大阪(伊丹)間定期路線開設(全日本空輸 2便/週)
 10. 12. 19 新潟－ホノルル間定期路線開設(日本航空 1便/週)
 11. 6. 1 新潟－旭川間定期路線開設(日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄)
 11. 6. 14 新潟－ハバロフスク線就航(グリアビア航空 2便/週)
 11. 7. 16 新潟－福岡線就航(エアーニッポン 2便/日)
 11. 7. 30 新潟－イルクーツク線再開(エアロフロー・ロシア航空 夏季運航1便/週)
 11. 10. 31 新潟－ソウル線 5便/週
 12. 6. 7 新潟－ハルビン線 3便/週
 12. 7. 1 新潟－関西国際空港間定期路線休止(日本エアシステム)
 12. 9. 24 新潟－ハバロフスク貨物専用便再開(エアロフロー・ロシア航空)
 13. 2. 1 新潟－グアム線 2月～3月 4便/週
 13. 3. 26 新潟－上海/西安線 臨時便上海間2便/週増便
 13. 3. 31 新潟－花巻線休止(J-AIR)
 13. 7. 24 新潟－ハバロフスク線(グリアビア航空)夏季1便増し, 3便/週
 13. 9. 2 新潟－ソウル線(大韓航空)機材大型化
 13. 10. 28 新潟－ハルビン線(中国北方航空)1便増し, 4便/週
 13. 12. 1 新潟－伊丹線(日本エアシステム)1便増し, 4便/日
 14. 3. 19 新潟－佐渡線(旭伸航空)2機体制によりデイリー化
 14. 3. 31 新潟－ホノルル線(JALウェイズ)季節運航に変更
 14. 4. 1 新潟－名古屋・広島西線(J-AIR) 機材リージョナルジェット化
 新潟－札幌線及び福岡線就航(日本エアシステム 1便/週)
 15. 4. 1 新潟－ホノルル線運休(JALウェイズ)
 15. 4. 30 新潟－上海/西安線(中国東方航空)新潟－上海間1便増便し, 3便/週
 15. 10. 1 新潟－女満別線及び旭川線休止(日本エアシステム)
 新潟－福岡線休止(日本エアシステム)
 16. 7. 10 新潟－イルクーツク線再開(シベリア航空 1便/週 季節運航9月まで)
 新潟－ソウル線協同運航開始(大韓航空)
 16. 8. 1 新潟－羽田線臨時運航便 平成17年1月4日まで(日本航空/全日本空輸)
 16. 10. 24 新潟－ソウル線毎日運航(大韓航空)
 (11月15日から平成17年1月31日まで中越大震災の影響により5便/週運航)
 16. 11. 1 新潟－札幌線休止(日本航空)
 17. 2. 17 新潟－広島西線休止(J-AIR)
 新潟－名古屋(小牧)線(J-AIR 2便増便し, 3便/日)
 新潟－名古屋(中部)線開設(全日本空輸 3便/日)
 17. 10. 1 新潟－大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し, 3便/日

平成17.11.1	新潟一大阪(伊丹)線(日本エアコミューター)1便増便し,5便/日
18. 2.16	新潟一神戸線開設(全日本空輸)2便/日
18. 3.26	新潟一上海線(中国東方航空)1便減便し,2便/週
18. 6. 1	新潟一神戸線(全日本空輸)1便減便し,1便/日
18. 7.21	新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し,4便/日
19. 6.13	新潟一神戸線休止(全日本空輸)
19. 7.16	新潟一羽田線臨時便運航(全日本空輸)(中越沖地震の影響により臨時便運航)
19. 7.17	新潟一羽田線臨時便運航(日本航空)(中越沖地震の影響により臨時便運航)
19.11. 1	新潟一名古屋(中部)線(全日本空輸)1便減便し,2便/日
20. 4. 1	新潟一佐渡線(旭伸航空)土日運休し,2便/日
20. 9.19	新潟一福岡線(全日本空輸)1便減便し,1便/日
20. 9.22	新潟一ハバロフスク線開設(ウラジオストク航空)2便/週
20. 9.30	新潟一佐渡線廃止(旭伸航空)
21. 3. 1	新潟一大阪(伊丹)線(日本航空)1便増便し,6便/日
21. 4. 1	新潟一札幌線定期路線開設(北海道国際航空,全日本空輸共同運航)2便/日
21. 6. 1	新潟一沖縄線季節運航から通年運航に変更(全日本空輸)
22. 3.28	新潟一ハバロフスク線(ウラジオストク航空)1便減便し,1便/週
22. 6. 1	新潟一ウラジオストク線(ウラジオストク航空)1便減便し,1便/週
22.10.31	新潟一沖縄線通年運航から季節運航に変更(全日本空輸)
22.12.29	新潟一ハバロフスク線通年運航から季節運航に変更(ウラジオストク航空)
23. 1.11	新潟一ウラジオストク線再開(ウラジオストク航空)1便/週 (3/16~3/21まで東日本大震災の影響により中国帰国チャーター便を24便運航)
23. 3.27	新潟一ハバロフスク線及びウラジオストク線運休(ウラジオストク航空) 新潟一名古屋(小牧)線休止(J-AIR)
23. 7. 1	新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し,5便/日
23. 7.15	新潟一ウラジオストク線期間運航(ウラジオストク航空)7/15~8/26 1便/週
23. 7.29	新潟一佐渡線就航(新日本航空)4便/日
23.10.30	新潟一福岡線就航(フジドリームエアラインズ)1便/日
24. 3.25	新潟一成田定期路線開設(全日本空輸)1便/日 新潟一名古屋(小牧)線定期路線開設(フジドリームエアラインズ)1便/日
24. 3.26	新潟一福岡線(全日本空輸)1便増便し,2便/日
24. 5. 7	新潟一名古屋(小牧)線(フジドリームエアラインズ)1便増便し,2便/日
24. 7.13	新潟一札幌線定期路線開設(日本航空)2便/日
24.10.28	新潟一名古屋(小牧)線(フジドリームエアラインズ)1便減便し,1便/日
25. 1.12	新潟一ハルビン線(中国南方航空)2便減便し,2便/週
25. 3.31	新潟一大阪(伊丹)線(日本航空)1便増便し,4便/日
25. 4. 3	新潟一上海線(中国東方航空)月・金便運休 2便/週
25. 4.12	新潟一グアム線(ユナイテッド航空)期間運休 4/12~6/28
25. 4.26	新潟一ハルビン線(中国南方航空)1便増便し,3便/週
25. 7.15	新潟一ハルビン線(中国南方航空)1便増便し,4便/週
25. 7.30	新潟一ウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/30~8/13 計9便
25.10.27	新潟空港運用時間14時間化(7:30~21:30)
25.10.27	新潟一ソウル線(大韓航空)2便減便し,5便/週
25. 12. 4	新潟一台北線運航再開(エバー航空)2便/週
26. 3.30	新潟一ソウル線(大韓航空)2便増便し,1便/日
26. 4. 1	新潟一グアム線(ユナイテッド航空)期間運休 4/1~7/18
26. 4. 2	新潟一台北線運休(エバー航空)
26. 7. 1	新潟一大阪(伊丹)線就航(IBEXエアラインズ)1便/日 新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便減便し,5便/日
26. 7.15	新潟一ハバロフスク・ウラジオストク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/15~9/16 計31便
26. 12. 1	新潟一ソウル線(大韓航空)2便減便し,5便/週
26. 12.14	新潟一グアム線運休(ユナイテッド航空)
26. 12.25	新潟空港駐車場増設 1,130台⇒1,323台
27. 3.29	新潟一大阪(伊丹)線(IBEXエアラインズ)1便増便し,2便/日 新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便減便し,4便/日
27. 7.21	新潟一札幌線廃止(AIRDO)運休 新潟一ウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/21~8/29 計23便
27. 9. 1	新潟一ハルビン線(中国南方航空)2便増便し,6便/週
27.10.25	新潟一札幌線(日本航空)1便増便し,3便/日 新潟一ハルビン線(中国南方航空)2便減便し,5便/週
28. 3.27	新潟一札幌線(全日本空輸)1便増便し,2便/日 新潟一ハルビン線(中国南方航空)2便減便し,3便/週
28. 7.23	新潟一ウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/23~8/30 計24便
28. 10.30	新潟一ソウル線(大韓航空)2便減便し,3便/週
28. 11. 4	新潟一台北線チャーター便就航(ファーアースタン航空) 2便/週
29. 3.26	新潟一ハルビン線(中国南方航空)1便減便し,2便/週 新潟一大阪(伊丹)線(IBEXエアラインズ)1便増便し,3便/日
29. 7.18	新潟一ハルビン線(中国南方航空)1便減便し,3便/週 新潟一ソウル線(大韓航空)期間運航 7/18~8/26 計11便
29.10.30	新潟一ソウル線(大韓航空)1便増便し,4便/週
29.11. 3	新潟一台北線定期便化(遠東航空)2便/週
30. 2.26	新潟一ソウル線(大韓航空)1便増便し,5便/週
30. 3. 1	新潟一大阪(関西国際)線開設(ピーチアビエーション)1便/日 新潟一ソウル線(大韓航空)2便減便し,3便/週
30. 3.30	新潟一ハルビン線(中国南方航空)1便増便し,3便/週 新潟一ソウル線(大韓航空)2便減便し,3便/週
30. 4. 4	新潟一台北線(ファーアースタン航空) 2便増便し,4便/週
30. 6. 1	新潟一台北線(ファーアースタン航空) 2便減便し,2便/週
30. 7.19	新潟一ウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/19~8/26 計12便
31. 2. 1	新潟一ソウル線(大韓航空)2便増便し,5便/週 令和元.5.22 新潟一台北線(ファーアースタン航空) 1便減便し,2便/週
元. 7.20	新潟一ウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/20~8/31 計12便
元. 10.30	新潟一香港線開設(キャセイドラゴン航空)2便/週
元. 12.13	新潟一台北線運休(ファーアースタン航空) 新潟一ハルビン線運休(中国南方航空)新型コロナウイルス(以下コロナ)の影響
2. 2. 12	新潟一上海線運休(中国東方航空)コロナ影響 新潟一ソウル線運休(大韓航空)コロナ影響
2. 3. 6	新潟一ソウル線運休(キャセイドラゴン航空)コロナ影響
2. 3. 7	新潟一香港線運休(キャセイドラゴン航空)コロナ影響
2. 3. 12	新潟一大阪(伊丹)線(日本航空)2便減便し,2便/日 (～3/28) コロナ影響
2. 3. 21	新潟一大阪(伊丹)線(IBEXエアラインズ)1便減便し,2便/日 コロナ影響
2. 3. 29	新潟一大阪(伊丹)線(日本航空)1便減便し,3便/日 (～3/31) コロナ影響
2. 3. 30	新潟一台北線新規就航延期(タイガーエア台湾)コロナ影響

6 新潟空港利用状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：人、%)

		令和2年度		令和元年度		対前年度比	
		利用者数	利用率	利用者数	利用率	増減	比率
国 内 線	札幌線	53,169	35.3	159,350	64.2	△ 106,181	33.4
	成田線	57	4.8	34,690	65.0	△ 34,633	0.2
	名古屋線	28,120	34.9	104,943	62.3	△ 76,823	26.8
	中部国際	8,363	26.7	65,478	60.8	△ 57,115	12.8
	名古屋（小牧）	19,757	40.0	39,465	65.0	△ 19,708	50.1
	大阪線	161,341	45.2	561,010	67.3	△ 399,669	28.8
	福岡線	49,479	34.8	114,964	69.9	△ 65,485	43.0
	沖縄線	713	12.6	37,276	49.6	△ 36,563	1.9
	臨時・チャーター便	3,054	61.2	5,989	61.1	△ 2,935	51.0
国 際 線	国内計	295,933	39.9	1,018,222	65.6	△ 722,289	29.1
	ソウル線	0	—	31,381	69.5	△ 31,381	0.0
	ハルビン線	0	—	38,731	64.8	△ 38,731	0.0
	上海線	0	—	15,164	62.4	△ 15,164	0.0
	台北線	0	—	15,094	58.2	△ 15,094	0.0
	香港線	0	—	13,195	65.2	13,195	0.0
	定期計	0	—	113,565	64.8	△ 113,565	0.0
	チャバロフスク線	0	—	(8便)	485	60.0 (△8便)	△ 485 0.0
	ウラジオストク線	0	—	(4便)	259	64.1 (△4便)	△ 259 0.0
	その他	0	—	(38便)	5,160	72.6 (△38便)	△ 5,160 0.0
	チャーター計	0	—	(50便)	5,904	71.0 (△50便)	△ 5,904 0.0
	国際計	0	—	119,469	65.0	△ 119,469	0.0
合 計		295,933	39.9	1,137,691	65.5	△ 841,758	26.0

(利用率 = 利用者数 / 提供座席数)

※佐渡線は休止中

【全体】

- ・令和2年度の利用者数は、対前年度比 26.0% (841,758人減) 295,933人で、国内線・国際線共に、新型コロナウィルス感染症流行下における航空需要の減退及び航空便の運休等の影響を受け、前年度と比べ利用者数が大幅に減少した。

【国内線】

- ・国内線全体の利用者数は、対前年度比 29.1% (722,289人減) 295,933人となつた。
- ・全国に緊急事態宣言が発令された4月から5月に、前年度と比べ利用者数が大幅に落ち込み、その後Go to Travel等の効果により徐々に回復傾向にあつたものの、11月以降の全国的な新型コロナウィルス感染症再拡大、1月から2月の就航地先への緊急事態宣言再発令により、年間を通してすべての月で前年度を大きく下回る結果となつた。

【国際線】

- ・国際線全体の利用者数は、対前年度比 0.0% (119,469人減) 0人となつた。
- ・新型コロナウィルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、令和2年3月以降すべての定期路線が運休し、チャーター便も運航されなかつた。

7 新潟空港定期航空路線（令和3年4月1日現在）

○国内線

路 線	航空会社	航空機	座席数	往 復	備 考
新潟－札幌	全日本空輸(NH)	DHC8-Q400 B737-800	74席 166席	2／日 1／日	6月から9月運航
	日本航空(JL)	エンブーラエル170	76席	2／日	
新潟－成田	全日本空輸(NH)	DHC8-Q400	74席	1／日	
新潟－名古屋（中部国際）	全日本空輸(NH)	DHC8-Q400	74席	1／日	
新潟－名古屋（小牧）	フジドリームエアラインズ（JH）	エンブーラエル170	76席	1／日	※共同運航
	日本航空(JL)	エンブーラエル175	84席		
新潟－大阪（伊丹）	日本航空(JL)	エンブーラエル170 エンブーラエル190	76席 95席	4／日	
	全日本空輸(NH)	B737-800 DHC8-Q400	166席 74席	4／日	
	IBEXエアラインズ（FW） 全日本空輸(NH)	CRJ700	70席	2／日	※共同運航
新潟－大阪（関西国際）	ピーチ・アビエーション(MM)	A320-200	180席	1／日	
新潟－福岡	IBEXエアラインズ（FW） 全日本空輸(NH)	CRJ700	70席	2／日	※共同運航
	フジドリームエアラインズ（JH） 日本航空(JL)	エンブーラエル170 エンブーラエル175	76席 84席	1／日	※共同運航
新潟－沖縄	全日本空輸(NH)	B737-800	166席	1／日	10月から5月運航

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部運休中

○国際線

路 線	航空会社	航空機	座席数	往 復	備 考
新潟－ソウル	大韓航空(KE)	—	—	—	—
	日本航空(JL)	—	—	—	—
新潟－ハルビン	中国南方航空(CZ)	—	—	—	—
新潟－上海	中国東方航空(MU)	—	—	—	—
新潟－台北	タイガーエア台湾 (IT)	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全便運休中

8 新潟空港航空貨物輸送実績(令和2年度)

(単位：トン)

		令和2年度	令和元年度	対前年比		
貨物	国内線	発送	28	71	△ 43 39.4%	
		到着	27	54	△ 27 50.0%	
		小計	55	125	△ 70 44.0%	
物	国際線	発送	0	63	△ 63 0.0%	
		到着	0	64	△ 64 0.0%	
		小計	0	127	△ 127 0.0%	
小計			55	252	△ 197 21.8%	
国内郵便			73	142	△ 69 51.4%	
合計			128	394	△ 266 32.5%	

9 新潟空港周辺環境対策

新潟空港では、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により、昭和52年、54年、57年に国が騒音対策区域を指定し、国の制度として、住宅の騒音防止対策工事及び空調機器の更新工事に対する助成措置がとられている。住宅騒音防止対策工事はほぼ終了しており、現在は空調機器の更新工事を実施している。

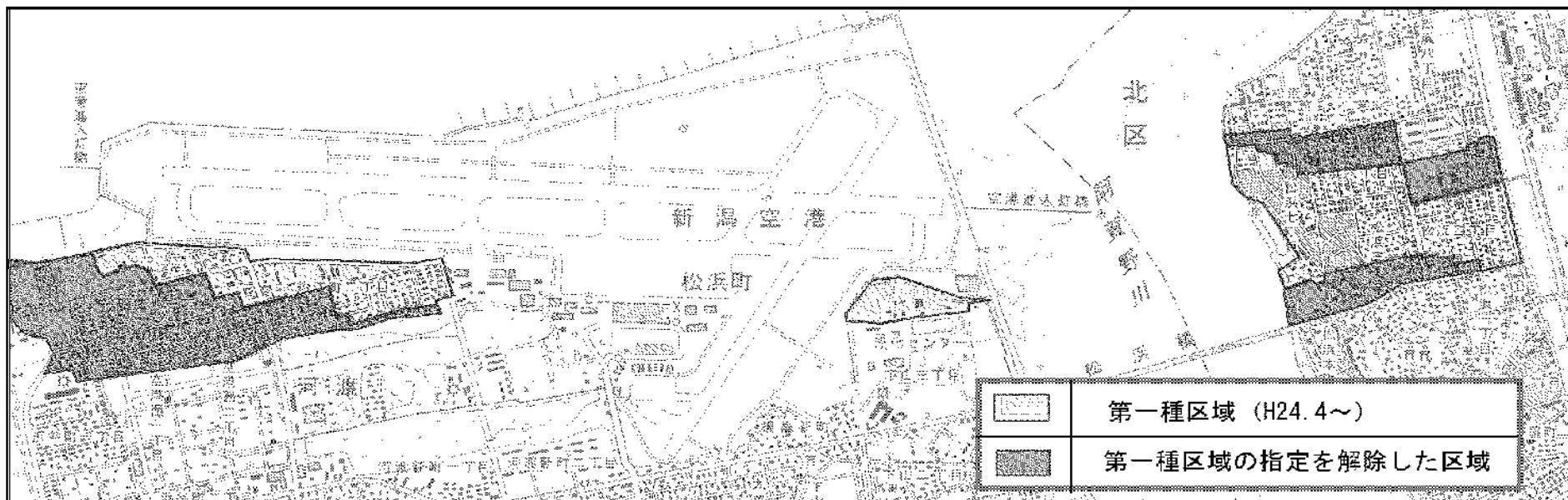
また、県市の独自対策として、空調機稼働にかかる電気料助成、防音サッシ修理費助成を実施している。

なお、平成24年に国が騒音対策区域の見直しを行い、第一種区域も縮小されたが、指定を解除された区域に対し県市で経過措置を実施している。

令和2年度の事業実施状況

(単位:円)

事業の内容	件(台)数	事業費	経費負担の内容内訳				
			国庫補助金	県補助金	市補助金	住民負担額	その他
国制度分 空調機器更新工事〔区域内〕	51台	6,724,684	3,658,660	1,500,427	1,500,427	65,170	
県市独自対策 空調機器更新工事〔解除区域〕	36台	4,643,392		998,921	998,921	2,645,550	
	708件	20,721,000		10,360,500	10,360,500		
	857件	10,764,150		5,382,075	5,382,075		
	3件	816,473		408,236	408,237		
	9件	261,250		104,500	104,500	52,250	
合 計		43,930,949	3,658,660	18,754,659	18,754,660	2,762,970	0
うち解除区域（経過措置分）		15,407,542		6,380,996	6,380,996	2,645,550	0



令和3年度 港湾空港課 主要事業

事業名	事業の概要
新潟港利用活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○万代島にぎわい空間の創造事業 新潟開港150周年を契機に、新潟港の交流拠点化を推進する。令和3年度から「万代島多目的広場」に指定管理者制度を導入。平成30年度に策定した万代島地区将来ビジョンの実現に向け、民間活力を活かしつつ、市民市場「ピアBandai」とともに万代島地区の更なる交流人口の拡大を図る。
新潟港の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体連携事業 新潟港背後圏内の自治体間による連携事業を実施し、新潟港の振興と地域経済活性化を図る。 ○コンテナ補助金 新潟港を利用してコンテナ貨物の輸出を行う事業者を支援し、新潟港の利用拡大を図る。
新潟空港利用活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟空港の利便性をより多くの方から知ってもらうために、空港PRを強化し利用活性化に取り組む。
空港周辺環境対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅騒音防止対策事業〔国制度分〕 新潟空港周辺の防音工事実施住宅における空調機器更新工事の補助を行う。 ○電気料及び防音サッシ修理費助成事業〔県市独自対策〕 防音工事実施住宅に設置された空調機器の電気料助成、サッシ修理費助成を行う。
新潟空港整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟空港整備事業費負担金 国が実施する新潟空港施設整備等の工事費の一部を負担する。

技術管理課

技術管理課は、新潟市の実施する公共工事に関する技術基準や設計・積算基準の作成などの事業を行っています。



i-Construction

※国土交通省 i-Construction ロゴマーク

i-Construction : 建設生産システム全体の生産性向上を図り、

魅力ある建設現場を目指す国土交通省の取組の総称

1 土木積算基準、設計単価表および標準仕様書等の策定

新潟市が発注する土木工事等の設計金額を算出する根拠となる積算基準や設計単価を定め、編集しています。なお、施工や取引の実態を的確に反映するため、随時改定を行っています。

また、土木工事等の工事完成物や業務委託成果品の品質等について、発注者が求める事項を受注者に提示する標準仕様書や受発注者間のルールを解説した各種ガイドラインを定め、公表しています。

2 土木・建築積算システムの管理

新潟市の発注する土木・建築工事の設計積算業務において、正確で効率的に設計金額を算出するため、積算システムを運用しています。

土木工事の設計積算業務では、国土交通省が策定する「新土木工事積算大系」(※1)を採用しています。

建築工事の設計積算業務では、営繕積算システム等開発利用協議会において開発された「営繕積算システム(通称RIBC2)」を採用しています。

(※1)「新土木工事積算大系」とは、①積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすく、②誰が積算しても標準化された同じような積算となるようにするための積算方法です。

3 公共工事の生産向上について

(1) CALSの推進

“CALS”とは Continuous Acquisition and Life-cycle Support の略語で、「継続的な調達とライフサイクルの支援」と訳されます。各種情報を電子化し、技術情報などをネットワーク経由で交換及び共有することにより、事業期間の短縮、コストの削減、生産性の向上などを図っています。

平成25年度以降は、「新潟市CALS導入拡大スケジュール」に基づいて、電子納品及び保管管理システムへの登録を実施しています。

新潟市CALS導入拡大スケジュール【土木工事】

年度		H25	H26	H27～R3
予定価格 (税込)	工事	区役所の事業課で発注するもの	2.5千万円以上	2.5千万円以上
		上記以外※	5千万円以上	
業務委託		100万円以上 (ただし、測量業務、地質調査業務は、金額にかかわらず電子納品とする。)		

※:各地域土木事務所、各地域下水道事務所、下水道管理センター、土木総務課、道路計画課 等

(2) 生産性の向上等に係る各種試行

建設生産システムの生産性の向上や建設産業の担い手確保のため、平成29年度よりICT活用工事実施要領、「週休2日取得モデル工事」試行実施要領や建設現場の「快適トイレ」設置の試行要領を定め、試行に取り組んでいます。

今年度(令和3年度)も、「ICT活用工事」及び「週休2日取得モデル工事」の試行を予定しています。

・ICT活用工事の試行状況

年　度	実施件数
令和元年度	5件
令和2年度	7件

・週休2日取得モデル工事の試行状況

年　度	実施件数
令和元年度	74件
令和2年度	99件

4 総合評価方式の試行

「総合評価方式」とは、公共工事等の契約相手先を決定する入札方法の一つで、これまで主に行われてきた「価格競争方式」（標準的な設計・施工方法に基づいて最も安い価格で入札した企業を落札者に決定する方法）とは異なり、価格と企業の技術力とを総合的に評価して落札者を決定する方法です。今年度（令和3年度）は50件程度の工事について試行を予定しています。

① 総合評価の試行件数

年 度	実施件数
令和 2年度	60件
令和 元年度	58件
平成30年度	49件
平成29年度	53件
平成28年度	98件
平成27年度	78件
平成26年度	115件
平成25年度	118件
平成24年度	121件
平成23年度	275件
平成22年度	125件
平成21年度	115件

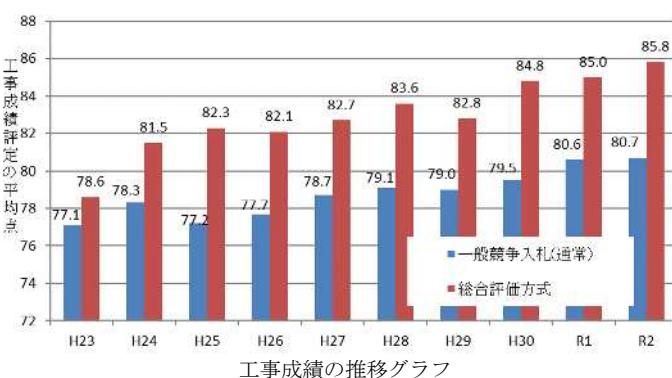
竣工段階の評価

【傾向】

- ▶ 平成27～令和元年までの5年平均に比べ、一般競争入札（通常）では1.3点、総合評価方式では2.0点上昇している。
- ▶ 総合評価方式による平均点は一般競争入札（通常）より高い水準を維持している。

【考察】

- ▶ 総合評価方式では、品質の高い工事が行われている。



5 技術職員の人材育成

平成21年3月に「技術職員の能力育成に関する基本方針」を策定し、職場研修（OJT）や職場外研修（OFF-JT）、自己研修などによる能力向上を推進してきたところです。更なる技術力向上を図るため、平成29年3月に「技術職員人材育成計画」を策定し、運用を進めています。また、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえWeb会議システム等を利用した研修の開催など開催方法についても工夫を行い、充実した研修となるよう、改善を行いました。

② 技術管理課で取りまとめを行った研修の参加者延べ人数

年 度	内部研修	外部研修
令和 2年度	57人	130人
令和 元年度	353人	278人
平成30年度	502人	397人
平成29年度	548人	541人
平成28年度	597人	425人
平成27年度	900人	416人
平成26年度	975人	304人
平成25年度	964人	393人
平成24年度	470人	351人
平成23年度	187人	297人
平成22年度	276人	385人
平成21年度	327人	280人



土木CAD研修状況

工事検査課

工事検査課は、新潟市が実施する公共工事及び設計委託業務等の検査・点検を行っています。

1. 工事検査

本市は、当初設計額 500 万円以上の工事について、「しゅん工検査」、「出来形検査」、「部分使用検査」、「中間技術検査」などをはじめとする各種検査を実施しています。

1,000 万円未満は、業務の効率化を図るため「公益財団法人新潟市開発公社」に委託しています。

1,000 万円以上は、年度末等の繁忙期を中心に指定検査員（検査を委嘱した工事担当課の係長以上の職員）の協力を得て、円滑な業務の遂行に努めています。

工事検査の件数

検査種別	H28	H29	H30	R1	R2
しゅん工	763	865	943	690	730
出来形	12	8	8	2	11
完済部分	0	0	0	0	0
部分使用	139	240	256	114	232
中間技術	81	36	41	57	52
合計	995	1,149	1,248	863	1,025

2. 工事点検

適正かつ円滑な工事施工に資するため、当初設計額 500 万円以上の工事について、施工体制の確認などのための点検を実施しており、これを「公益財団法人新潟市開発公社」に委託しています。

また、国土交通省が行う公共工事の「施工体制に関する全国一斉点検」にも参加し、さらなる施工体制の向上に努めています。

工事点検の件数(全国一斉点検は含まない)

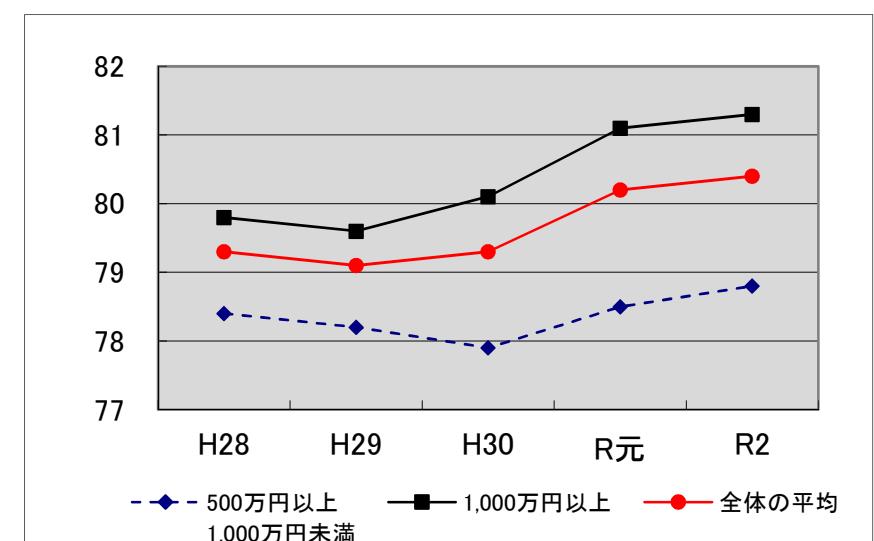
項目	H28	H29	H30	R1	R2
点検件数	721	834	669	663	680

3. 工事成績評定

本市が発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的に工事の成績評定を実施しています。

年度別の工事成績評定点

項目	H28	H29	H30	R1	R2
500 万円以上 1,000 万円未満	78.4	78.2	77.9	78.5	78.8
1,000 万円以上	79.8	79.6	80.1	81.1	81.3
全体の平均	79.3	79.1	79.3	80.2	80.4



4. 優良工事表彰

本市が発注する建設工事のうち特に優秀な工事を選定し、これを表彰して建設技術の向上発展に資することを目的に優良工事表彰を実施しています。

表彰は、工事請負契約を誠実に履行し、工事内容が優秀であり、他の模範となる工事受注者に対し行われます。また、当該優良工事における下請企業の功績が特に顕著であると認められた場合には、その下請企業も表彰しています。

優良工事表彰件数

年 度 工 種	H28	H29	H30	R1	R2
区長推薦	8	8	7	7	8
土 工	2	2	2	2	2
舗 装	2	2	2	2	3
下 水 道	2	2	2	2	2
建 築	2	2	2	2	2
電 気	2	2	2	2	2
管	2	2	2	2	2
造 園	1	1	1	1	1
そ の 他	2	2	4	4	4
優良工事計	23	23	24	24	26
下請企業	9	9	11	9	14

・令和2年度 優良工事表彰式

優良工事表彰



下請企業表彰



新潟駅周辺整備事務所



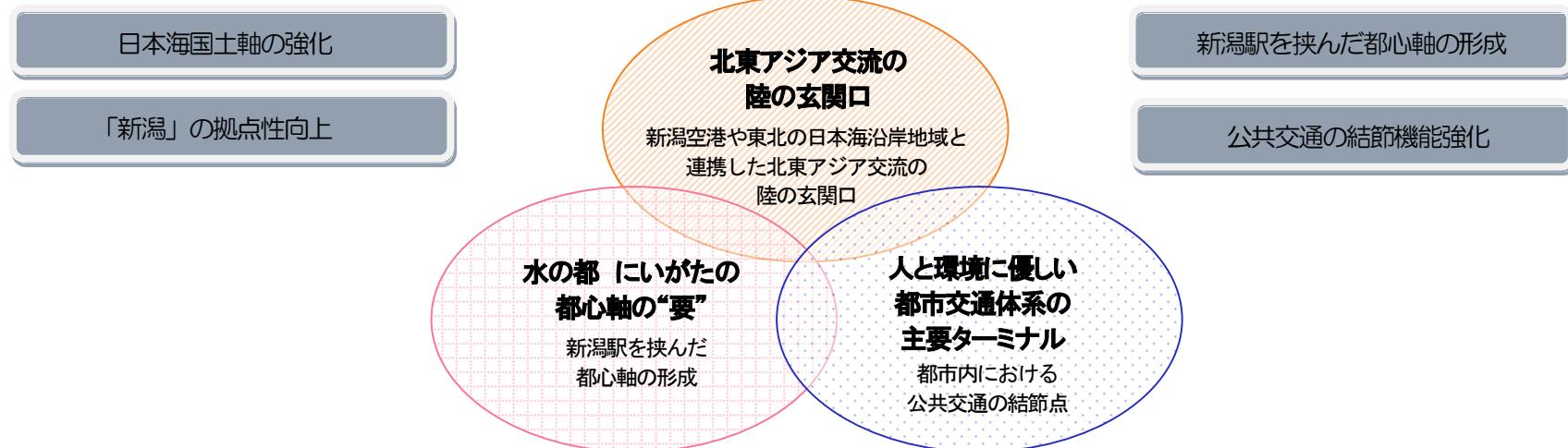
鉄道高架化完成に向けた第二期高架橋工事中の新潟駅

I 新潟駅周辺整備について

1 事業目的

新潟駅周辺整備は、日本海拠点都市にふさわしい都市機能の強化に向けて、鉄道在来線の高架化や立体交差道路、関連幹線道路及び駅前広場などの都市基盤をはじめ、駅周辺市街地の総合的な整備を図るものであります。

2 新潟駅周辺地区の役割と将来像



3 整備方針・目的と事業計画概要

(連続立体交差事業)

- 南北市街地の一体化（高架下空間の有効利用、区画道路の整備など）
- 踏切の除却による安全性・利便性の確保
- 新幹線・在来線同一ホーム乗り換えの利便性向上による日本海国土軸の強化（新幹線・在来線同一ホーム事業…完了）

事業計画概要

- JR信越本線等連続立体交差事業
高架区間 L=約 2.5 km
(撤去踏切：米山踏切、天神尾踏切)

立体交差道路整備事業

- 自動車の安全かつ円滑な交通の確保
- 歩行者、自転車の安全性・利便性の確保
- 電線類地中化による都市景観や都市防災の向上など

事業計画概要

立体交差道路整備

■新潟鳥屋野線	L=819m	W=30m	…完了
■新潟駅西線	L=831m	W=22m	
■新潟駅東線	L=750m	W=22m	
(※歩道・自転車道のみ)	L=144m	W=5.5m)	
■明石紫竹山線	L=766m	W=18~20m	
関連幹線道路整備			
■弁天線	L=330m	W=60m	…完了
■駅南線	L=144m	W=16m	…完了
■出来島上木戸線	L=1,855m	W=22m	

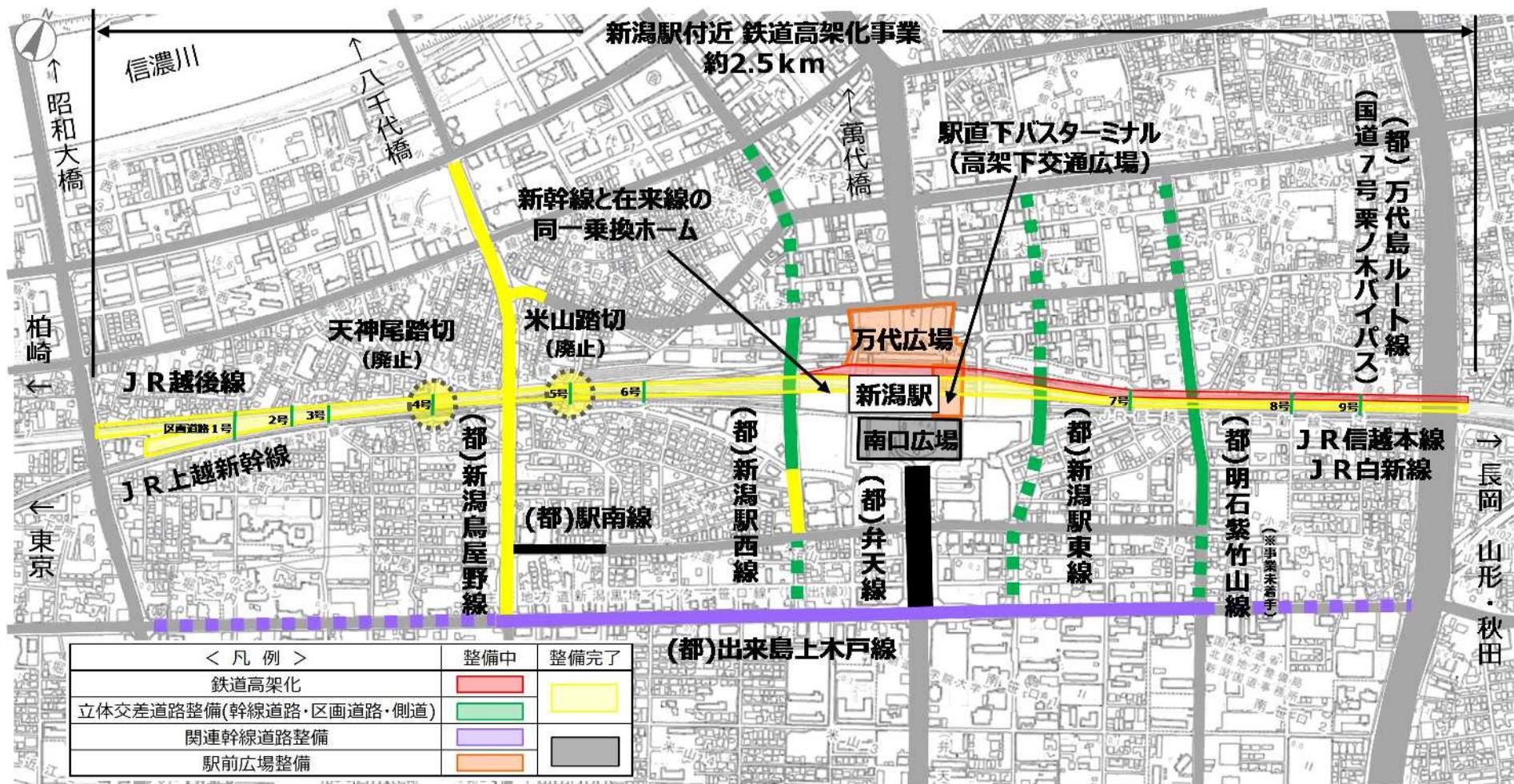
駅前広場整備事業

万代広場・駅直下バスターミナル(高架下広場)の整備

- 乗り換え利便性の向上
 - 広場内へのバス・タクシー・一般車の混入解消
 - 人を癒し、にぎわいの絶えない空間の創出
- 事業計画概要**
- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| ■万代広場 | A=約 18,600 m ² …部分整備完了 |
| ■南口広場 | A=約 14,000 m ² …完了 |
| ■駅直下バスターミナル (高架下交通広場) | A=約 4,400 m ² |

その他の関連事業

- 駅周辺市街地の整備 …南口第二地区再開発事業完了
(駅周辺の土地の有効利用や高度利用の促進)
- 白山駅周辺整備事業 …完了



4 経緯

【年 度】	【主なトピック】
昭和 62 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国鉄分割民営化（新潟車両基地の移転決定により新潟駅周辺整備実現の可能性が浮上） ・ 鉄道連続立体交差化を含めた新潟駅周辺整備についての調査開始（調査主体：市）
平成 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅周辺整備対策室設置 ・ 新潟県・新潟市共同調査開始
平成 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続立体交差事業調査採択（調査主体：県）
平成 9 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅周辺整備関係機関連絡調整会議設置 ・ 「旧国鉄清算事業団用地」取得（3.0ha 125.4 億円）
平成 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新潟駅周辺整備基本構想」の公表 ・ 新潟駅周辺まちづくり懇談会、地元自治会長説明会、シンポジウム、アンケート調査等の実施
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想周辺自治会等説明会の開催 ・ 市民意見交換会「わいわいガヤガヤ駅サイト」開催
平成 12 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続立体交差事業着工準備採択（事業主体：県） ・ 新潟駅周辺計画課新設 ・ 「新潟駅周辺整備計画策定方針」の公表 ・ まちづくり駅際都シンポジウムの開催
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅付近連続立体交差事業協議会設置 ・ 新潟駅付近連続立体交差事業促進期成同盟会設立 ・ 「新潟駅周辺整備計画素案」の公表、説明会の開催（19回） ・ 「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」開始
平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワールドカップサッカー大会における交通・情報実験の実施及び総合都市情報システム基本計画案の作成 ・ 「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」最優秀賞決定
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会「新潟駅連続立体交差事業及び総合交通体系調査特別委員会」設置 ・ 出張PRコーナーの開催、まちづくりセッションの開催 ・ 「都市計画素案の概要」説明会（9回）

平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場等基本設計 ・ 「将来の新潟駅駅前広場を考える市民の集いワークショップ」の開催 ・ 新潟駅駅前広場整備に関する出張P Rコーナーの開催
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新潟駅周辺整備に関する都市計画素案」説明会開催（6回） ・ 「新潟駅周辺整備計画」都市計画決定を告示
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路（新潟鳥屋野線・新潟駅西線・弁天線）都市計画事業認可 ・ 新潟駅付近連続立体交差事業 都市計画事業認可 ・ 「新潟駅南口広場実施設計ワークショップ」（3回）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令指定都市移行に伴い、新潟駅付近連続立体交差事業の事業主体が、県から市へ移管 ・ 都市計画道路（出来島上木戸線）事業認可 ・ 新潟駅付近連続立体交差事業計画変更事業認可 （「新潟駅新幹線・在来線共用ホーム整備事業」及びJR負担率変更（7%⇒8%）の認可） ・ 市民による新潟駅南口広場活用計画づくりワークショップ（3回）
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民による新潟駅南口広場整備ワークショップ（3回） ・ コネクターキューブ図柄の市民アンケート実施 ・ 新潟駅舎南側歩行者通路（ペデストリアンデッキ）供用開始 ・ 新潟駅南口広場バスエリア供用開始
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅南口広場工事完了 ・ 白山駅周辺まちづくり勉強会開催（2回） ・ 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業施設建築物竣工 ・ 新幹線高架下情報発信施設「情報ポケット新潟」供用開始
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天線電線共同溝工事着手 ・ 白山駅周辺まちづくり勉強会開催（4回）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅周辺整備の事業計画の見直し（工程、整備手順など） ・ 信越、白新線方での仮線切換え（2線実施） ・ 新潟鳥屋野線電線共同溝工事着手 ・ 新潟駅周辺整備関連道路事業検討会議開催（5回）

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・弁天線全線供用 ・新潟駅仮ホーム（8・9番線）供用開始、6・7番線撤去 ・万代広場基本計画見直し実施及び部分整備基本計画策定（ワークショップ4回） ・都市計画道路（寄居浜女池線・白山）事業認可 ・出来島上木戸線電線共同溝工事着手
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・白山駅駅舎及び自由通路供用 ・万代広場部分整備着手に伴い出張PR実施（2回）
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・駅南線（けやき通り）供用 ・万代広場部分整備 及び 白山駅前広場整備 ・万代広場基本計画見直し実施（ワークショップ3回） ・越後線方での仮線切り替え ・寄居浜女池線（白山）供用
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・白山駅駅前広場供用 ・万代広場部分整備供用
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅周辺高架橋築造・駅舎上屋建築進捗 ・新潟鳥屋野線・出来島上木戸線整備進捗
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅周辺高架橋築造・駅舎上屋建築進捗 ・新潟鳥屋野線・出来島上木戸線整備進捗 ・新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（4回）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・越後線高架化完成（高架駅第一期開業） ・米山・天神尾踏切の除却 ・新幹線・在来線同一乗り換えホーム供用
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟鳥屋野線供用 ・新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（1回）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅高架2番線ホームエレベーター供用 ・新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（2回）

5 令和3年度事業概要

事 業 名	概 要
鉄道高架化事業 (連続立体交差事業)	南北市街地の一体化を目的とした在来線の高架化と高架駅への全面切り替えに向け、新潟駅部をはじめ信越本線・白新線で高架橋工事を進めます。
立体交差道路の整備 関連幹線道路の整備	都市内交通の円滑化と歩行者・自転車の安全性確保のため、鉄道と立体交差する新潟駅西線や新潟駅東線（歩道・自転車道のみ）と、関連する幹線道路の出来島上木戸線などの整備を進めます。
駅前広場の整備	新潟駅の拠点化とにぎわいの創出及び公共交通結節点としての機能強化に向けて、駅直下バスターミナル（高架下交通広場）の整備と、市民の思いを反映した万代広場の設計・整備を行います。
市街地再開発事業	新潟駅周辺地区におけるまちづくりの支援を行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。



万代広場整備に向けた新潟駅万代口駅舎の撤去の様子



在来線高架化工事の様子

新潟駅周辺整備のスケジュール

平成30年度

高架駅第一期開業・踏切除却



令和元年度

新潟鳥屋野線供用



令和3年度末
(目標)

鉄道高架橋完成



令和4年度頃
(目標)

駅直下バスターミナル
(高架下交通広場) 供用



令和5年度頃から
(目標)

万代広場段階的供用



※令和3年度以降の整備イメージです。今後の検討・協議により変更の可能性があります。なお、万代広場のペデストリアンデッキ(2階レベルの通路)については、社会情勢の変化を見ながら検討していきます。

II 新潟駅周辺地区の市街地再開発事業について

1 新潟駅万代広場周辺の再開発事業

弁天町地区では、昭和49年12月に再開発組合が設立され、昭和56年10月にはビジネスホテルをキーテナントとしたA工区が竣工しました。

これに続き、花園一丁目地区では平成14年11月に店舗やホテル、コミュニティホールなどを含む再開発ビルが竣工しました。

なお、弁天町地区B工区においては、平成12年度に基本計画、平成13年度には推進計画を作成し、事業化に向けた調整を行っています。

2 新潟駅南口広場周辺の再開発事業

新潟駅南口広場周辺では、昭和46年10月の上越新幹線の新潟駅乗り入れ決定を契機に、駅南地区約15.4haを対象に「新潟駅南口再開発基本計画」を策定しました。

第一地区は、市施行により、昭和53年に都市計画決定、昭和60年4月に「プラーカ新潟」としてオープンしました。

これを皮切りに、第四地区D3街区では、平成8年3月に事務所や駐車場を含む「新潟駅南センタービル」が竣工したほか、第二地区では、平成22年2月に、住宅、商業・業務施設を含む「LEXN／レクスン」が竣工しました。

また、E地区E2街区及びF地区F2街区では、それぞれ平成元年3月及び平成11年1月に優良建築物等整備事業等により共同住宅等が竣工しました。

その他の地区については、随時地権者と情報交換や協議を行うなど事業化に向けた支援を行っています。

新潟駅周辺市街地再開発事業等 区域図

